

(パブリックコメント用素案)

第3次

胎内市男女共同参画プラン21

(計画期間 2020年度から 2024年度)

令和2年●月

胎内市

空 白

目 次

第1章 基本計画の概要

1	計画策定の趣旨	2
2	計画策定の背景	4
	(1) 世界の動き	4
	(2) 日本の動き	5
	(3) 新潟県の動き	6
	(4) 胎内市の動き	7
3	計画の性格	9
4	計画の期間	9
5	計画の目標	9
6	計画の構成	10
7	計画の体系	11

第2章 基本計画の内容

基本目標Ⅰ	人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり	14
重点目標1	男女一人ひとりを尊重する意識づくり	15
重点目標2	男女平等を推進する教育・学習の充実	21
基本目標Ⅱ	あらゆる分野での男女共同参画の推進	24
重点目標1	政策・方針決定の場における女性参画の促進	25
重点目標2	農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画の推進	28
重点目標3	地域活動・防災活動等の女性参画の推進	30
基本目標Ⅲ	仕事と生活の調和がとれた環境づくり	33
重点目標1	家庭と仕事等の両立支援	34
重点目標2	男女平等な就業環境の整備	40
基本目標Ⅳ	元気に安心して暮らせるまちづくり	43
重点目標1	生涯にわたる生と性に対する正しい知識の普及と心と体の健康支援	44
重点目標2	あらゆる暴力を許さない社会づくり	48
重点目標3	貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	54
基本目標Ⅴ	推進体制の整備及び管理	56

第1章 基本計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成11（1999）年6月に、男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけられました。男女共同参画社会は、日本国憲法の男女平等の理念に基づき、すべての個人が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる社会を目指し、より豊かで活力ある社会を築くために必要不可欠なものです。

平成13（2001）年に公布・施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）は、これまで2回の法改正を経て、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。

また、平成27（2015）年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立し、あらゆる場における女性の活躍の場を拡大するため、環境の整備が進められています。

胎内市においては、「男女がいきいきと活躍できるまち」を目指し、平成20（2008）年3月に「胎内市男女共同参画プラン21」を策定し施策の推進に取り組みました。平成27（2015）年3月には、新たに「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の重要性を踏まえた、「第2次胎内市男女共同参画プラン21」を策定しました。

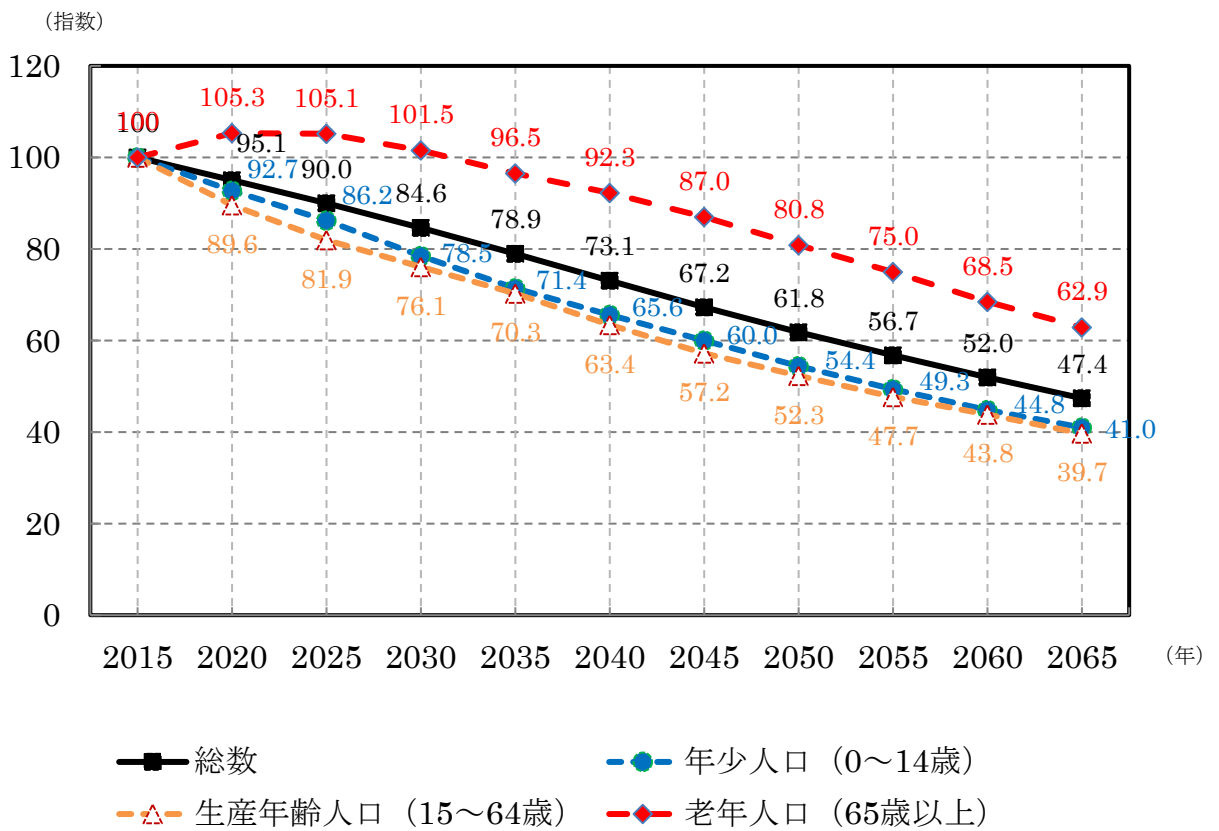
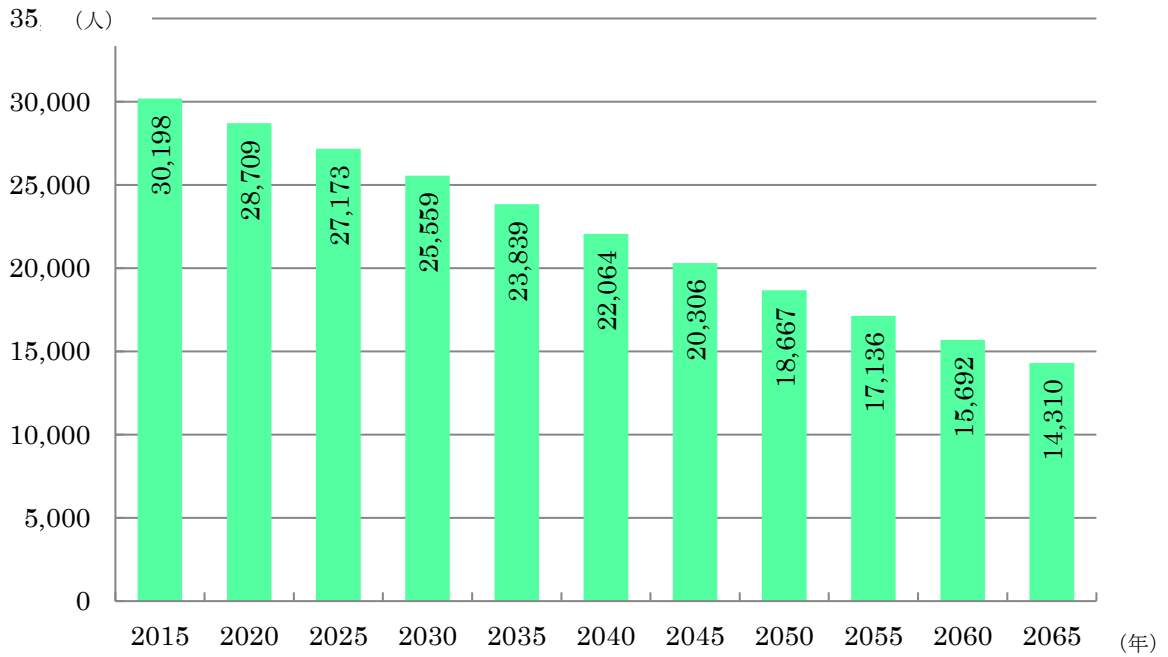
そして、令和元（2019）年度に第2次プランの期間が終了することから、施策への取組を評価した結果、これまでの取組により、市の審議会等の委員に占める女性の割合が上昇するなど、徐々に成果が表れているものの、平成30（2018）年に行った市民意識調査結果からは、依然として性別による固定的な役割分担意識が根強いことや、重大な人権侵害であるDV（配偶者等からの暴力）等の防止にさらなる取組が必要であることが明らかになりました。

胎内市においては、人口減少及び少子高齢化のさらなる進行による、労働人口の不足が予測されており（3頁参照）、より一層活力のある社会を構築していくためには、自らの意思で参画し、人権を尊重した男女平等を推進する意識づくりが、ますます重要な課題となっています。

このような状況を視野に入れ、胎内市における様々な課題を推進するための施策の方向性を定めた新たな推進計画として、「第3次胎内市男女共同参画プラン21」を策定しました。

本プランにおける、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置づけるとともに、人権やあらゆる暴力の根絶などに関する項目については、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置づけ、総合的に施策を推進していきます。

胎内市の将来推計人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（市区町村）

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き

年	内 容
1975（昭和 50）年	国際婦人年とし、メキシコで開催された「国際婦人世界会議」において「平等・開発・平和」を目的に各国がとるべき政策の指針となる「世界行動計画」を採択
1979（昭和 54）年	第 34 回国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択
1985（昭和 60）年	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議において 2000 年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択
1995（平成 7）年	第 4 回世界女性会議（北京会議）において「女性の権利は人権である」と明記し、2000（平成 12）年までの行動指針である「行動綱領」を採択
2000（平成 12）年	国連本部（ニューヨーク）で開催された「女性 2000 年会議」において、「行動綱領」の実施状況について検討及び評価をするとともに「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を採択
2005（平成 17）年	国連本部（ニューヨーク）で開催された「北京+10」閣僚級会合において、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認
2010（平成 22）年	北京宣言及び行動綱領の採択から 15 年にあたることを記念し、国連本部（ニューヨーク）で開催された「国連『北京+15』世界閣僚級会合」において、「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況の評価をし、実施に向けた国連や NGO 等の貢献強化などの宣言等を採択
2015（平成 27）年	ニューヨーク国連本部で「第 59 回国連婦人の地位委員会（CSW）「北京+20」」が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連や NGO 等の貢献強化などの宣言等を

	採択
2016（平成28）年	ジュネーブ国連欧州本部での女子差別撤廃委員会において、日本が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第7回及び8回報告の審議が行われ、委員会が評価する点や日本政府の政策等に対する見解がまとめられた。

（2）日本の動き

年	内 容
1977（昭和52）年	「国内行動計画」を策定し、むこう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、本格的な施策の取組を推進
1985（昭和60）年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准
1986（昭和61）年	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の公布
1991（平成3）年	「育児休業等に関する法律（育児休業法）」を公布
1994（平成6）年	男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部を設置
1996（平成8）年	男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受け、「男女共同参画2000年プラン」を策定
1999（平成11）年	男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」を公布、施行 「改正育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」を施行
2000（平成12）年	「男女共同参画社会基本法」に基づいた「男女共同参画基本計画」を策定 「児童虐待防止等に関する法律」を公布、施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布、施行
2001（平成13）年	男女共同参画社会の形成の推進をより一層強化するため、内閣府に「男女共同参画会議」及び「男

	女共同参画局」を設置 「DV防止法」を公布、施行
2005（平成17）年	少子化・男女共同参画特命大臣が誕生 「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定
2010（平成22）年	「第3次男女共同参画基本計画」を策定
2013（平成25）年	「日本再興戦略」における成長戦略の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる
2014（平成26）年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」を施行
2015（平成27）年	女性の採用・登用・能力開発等のための事業主講堂計画の策定を事業主に義務づける女性活躍推進法の制定 「第4次男女共同参画基本計画」を策定
2018（平成30）年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を公布・施行

（3）新潟県の動き

年	内 容
1977（昭和52）年	婦人問題担当窓口を設置
1985（昭和60）年	10年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」を策定
1992（平成4）年	民間有識者などで構成された「女性問題協議会」から提出された「新潟県婦人対策の方向の改定についての意見報告」を踏まえ、「新潟県婦人対策の方向」を全面改正した「にいがたオアシス女性プラン」を制定
1996（平成8）年	国の内外における女性問題解決への動きや、少子化、高齢化、国際化等の時代の流れに対応するため「ニューにいがた女性プラン」を策定
2001（平成13）年	「男女共同参画社会基本法」に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」を策定
2002（平成14）年	「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定、施行 条例に基づき「男女平等推進相談室」を新潟ユニゾンプラザ内に開設
2006（平成18）年	男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社

	<p>会の実現に向けて「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項及び施策の実施内容について定めた「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」を策定</p>
2009（平成21）年	改定版の「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」を策定
2013（平成25）年	「第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定
2017（平成29）年	女性活躍推進法の施行を踏まえた「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定

（4）胎内市の動き

年	内 容
2000（平成12）年	女性と男性が生き生きと活躍でき、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現をめざし、「女と男共働プラン」を策定
2002（平成14）年	総務課に人権行政の総合的な役割を担う人権啓発係を設置
2006（平成18）年	人権にかかわる具体的な施策の方向を明確にし、市民一人ひとりの課題として提起するとともに、女性の人権を含むあらゆる差別の解消に向けた、市政の重要な計画として位置づけた「人権教育・啓発推進計画」を策定 男女共同参画に関する市民意識調査を実施
2008（平成20）年	市内の企業・団体等により構成する「胎内市女性政策推進委員会」で内容を審議し、「胎内市男女共同参画プラン21」を策定
2010（平成22）年	全庁で男女共同参画を進めていくため、副市長を議長とし教育長、各課長で構成される「男女共同参画推進会議」を設置
2013（平成25）年	胎内市男女共同参画推進委員会条例を公布、施行各種団体の代表者や市民公募委員等で構成する「胎内市男女共同参画推進委員会」を設置

2014（平成26）年	男女共同参画に関する市民意識調査を実施 「第2次胎内市男女共同参画プラン21」を策定
2016（平成28）年	男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、「胎内市男女共同参画庁内推進委員会」を設置
2018（平成30）年	男女共同参画に関する市民意識調査を実施
2020（令和2）年	「第3次胎内市男女共同参画プラン21」を策定

3 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に示された基本理念や考え方に基づき、男女が共に社会のあらゆる場への参画を進めるために、胎内市の取り組むべき課題や方針を明らかにし、総合的・計画的推進のための具体的施策を示したものです。
- (2) この計画は、国及び県の「男女共同参画基本計画」を勘案して策定するものです。
- (3) この計画は、第2次胎内市総合計画を基本として、その他関連計画との整合性をとるものです。
- (4) この計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく胎内市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画として位置づけられる計画です。
- (5) この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく胎内市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として位置づけられる計画です。
- (6) この計画は、行政だけではなく、広く市民、企業、団体等に理解と協力を求め、家庭、地域、職場での実践を期待するものです。

4 計画の期間

この計画は2020（令和2）年度から2024（令和6）年度末までとし、期間満了までに新たな計画を策定するものとします。

5 計画の目標

男女がいきいきと活躍でき、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

この目標を実現するために5つの基本目標を掲げます。

- (1) 人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり
- (2) あらゆる分野での男女共同参画の推進
- (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた環境づくり
- (4) 元気に安心して暮らせるまちづくり
- (5) 推進体制の整備及び管理

6 計画の構成

計画は、「基本計画」と「実施計画」で構成します。

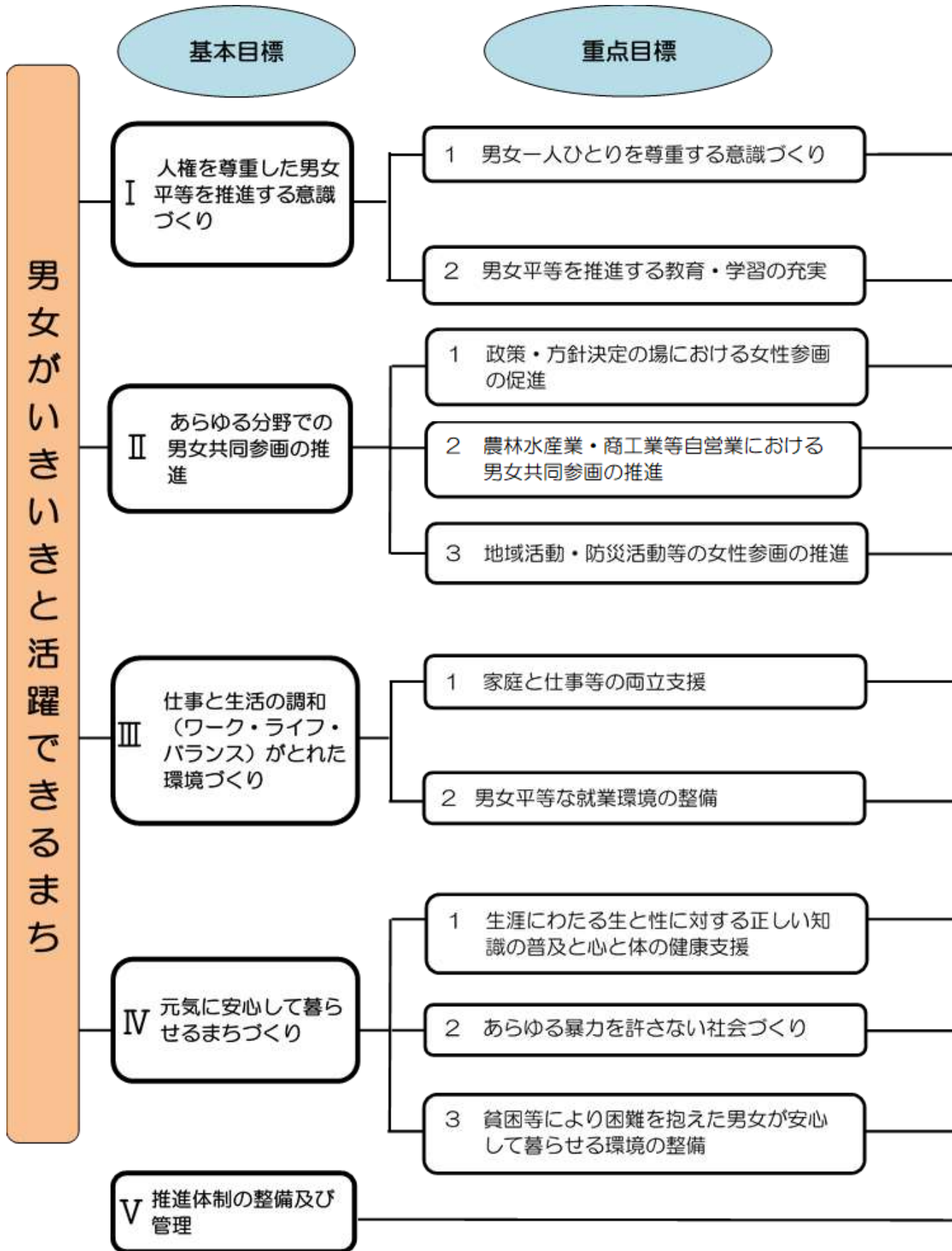
(1) 基本計画

胎内市における男女共同参画社会の実現に向けての基本的な考え方、方向性を示したもので、5つの基本目標、10の重点目標、30の施策及び目標値で構成されています。

(2) 実施計画

基本計画に掲げられた「基本目標」「重点目標」「施策」に基づいて、具体的に取り組むべき事業を体系化し、市の施策の総合的かつ計画的、効果的に展開するためのものです。毎年度、計画の進行管理及び事業の評価を行います。

7 計画の体系



※（*）の項目には、女性活躍推進計画に該当する施策を含む

施策の方向

- (1) 家庭生活・地域・職場における男女平等の意識づくり
- (2) あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消・社会的慣習の見直しに向けた啓発
- (3) LGBT（性的少数者）に対する正しい知識の啓発

- (1) 保育園（こども園）・学校における男女平等の推進
- (2) 保護者・保育士・教職員等への意識啓発

- (1) 職場・各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進（＊）
- (2) 市の審議会等への女性委員の積極的登用（＊）

- (1) 女性人材の育成と起業支援（＊）
- (2) 次世代を担う人材育成と女性の経営並びに社会参画の促進（＊）

- (1) 地域活動への男女共同参画の推進（＊）
- (2) 防災分野における男女共同参画の推進（＊）

- (1) 男性の育児・家事・介護への参画促進（＊）
- (2) 男女共同参画の視点に立った子育て支援体制の充実と制度の周知（＊）
- (3) 男女共同参画の視点に立った介護支援体制の充実と制度の周知（＊）

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保（＊）
- (2) ハッピー・パートナー企業への登録促進
- (3) 女性に対する再就職支援の推進（＊）

- (1) 生涯を通じた男女の心と体の健康支援
- (2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の普及・啓発
- (3) 性に対する正しい知識の啓発

- (1) ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶と防止に向けた啓発
- (2) あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた啓発（＊）
- (3) 女性相談窓口の充実及び他の機関との連携強化
- (4) 児童虐待防止策の推進

- (1) 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立促進（＊）
- (2) ひとり親家庭等への支援（＊）

- (1) 計画の進捗状況の管理及び市職員への男女共同参画意識の醸成
- (2) 市民・事業者・各種団体との連携・協力
- (3) 国・県・他市町村との連携
- (4) 国際的理解・協調の推進

第2章 基本計画の内容

基本目標Ⅰ

人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり

男女共同参画の社会づくりを進めるには、人権尊重の理念について市民一人ひとりがその理解を深めるとともに、個人の意識や社会理念の中に残っている差別や性別による固定的役割分担意識を解消していくことが必要です。そして、思いやりに満ちた地域社会の実現をめざし、人権尊重の精神を育む事業の推進が求められています。

長い歴史の中で、形成されてきた「男は仕事、女は家庭」に代表される、固定的性別役割分担意識は、家庭生活、職場、地域社会、学校など社会のあらゆる分野にわたり、女性の生き方をさまざまな形で制約してきました。

また、近年、配偶者や身近な相手からの暴力（ドメスティック・バイオレンス※1）（以下「DV」という。）やセクシュアル・ハラスメント※2（以下「セクハラ」という。）、リベンジ・ポルノ※3、性犯罪等についても、重大な社会問題となっています。これらの暴力行為等は、人権を侵害するものであり、いかなる理由があっても決して許されるものではありません。これらの暴力行為等を生み出さないためには、一人ひとりが高い人権意識を持つことが必要となります。

男女共同参画社会推進に関する施策を進めるにあたり、慣習や慣行にとらわれず、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮するための意識づくりが必要となります。

重点目標1 男女一人ひとりを尊重する意識づくり

重点目標2 男女平等を推進する教育・学習の充実

※1 ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力も含まれる。

※2 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。

※3 リベンジ・ポルノ

付き合っていた異性の性的な画像などを復讐の目的でインターネット上に流出・拡散させる行為のこと。

重点目標 1

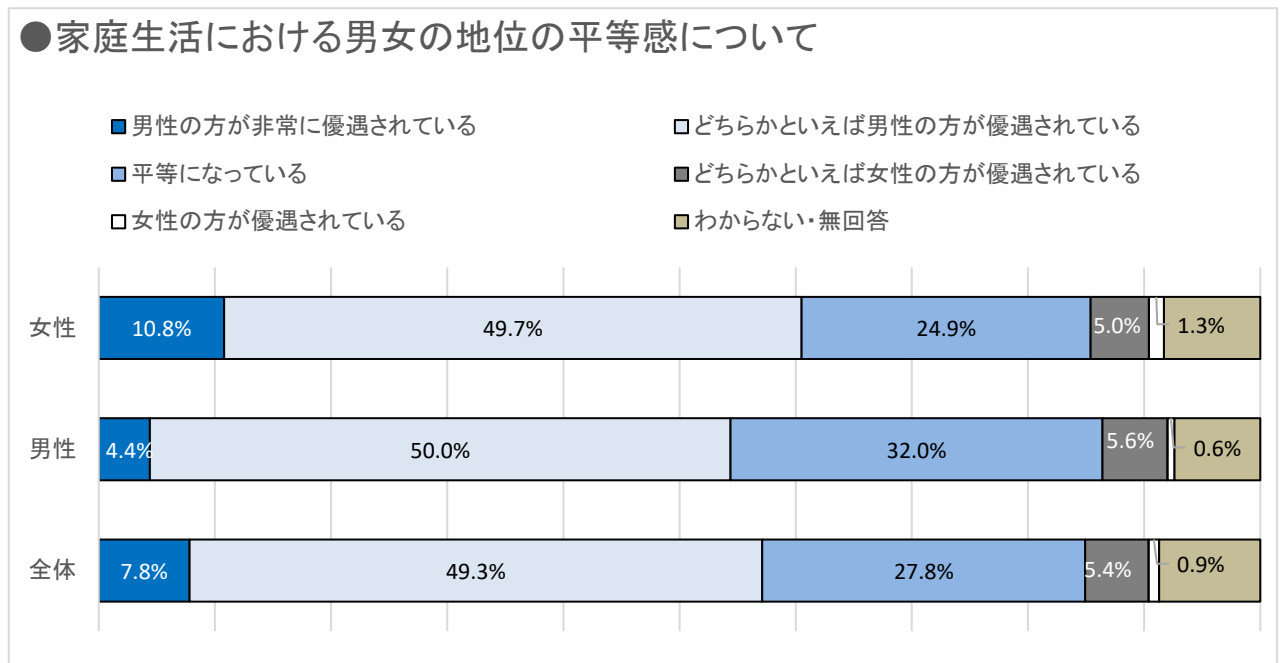
男女一人ひとりを尊重する意識づくり

施策の方向

(1) 家庭生活・地域・職場における男女平等の意識づくり

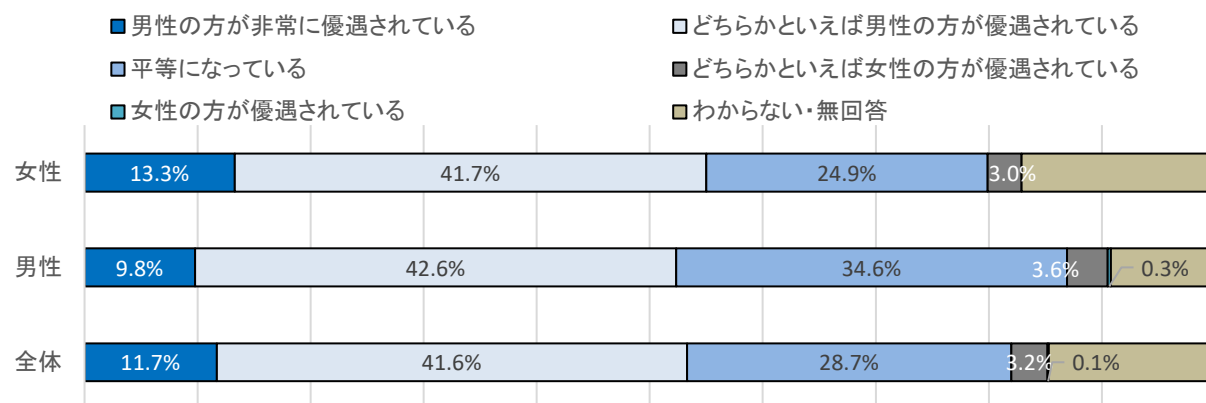
【現状と課題】

- ・ 平成30年に実施した市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）の結果では、「家庭生活・地域・職場において男女の地位が平等になっている」と感じている人が3割を下回っています。
- ・ 家庭・地域・職場において、男女がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら支え合うことの大切さや、性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を活かした多様な生き方を認め合い、男女平等の意識を深めていくことが必要です。



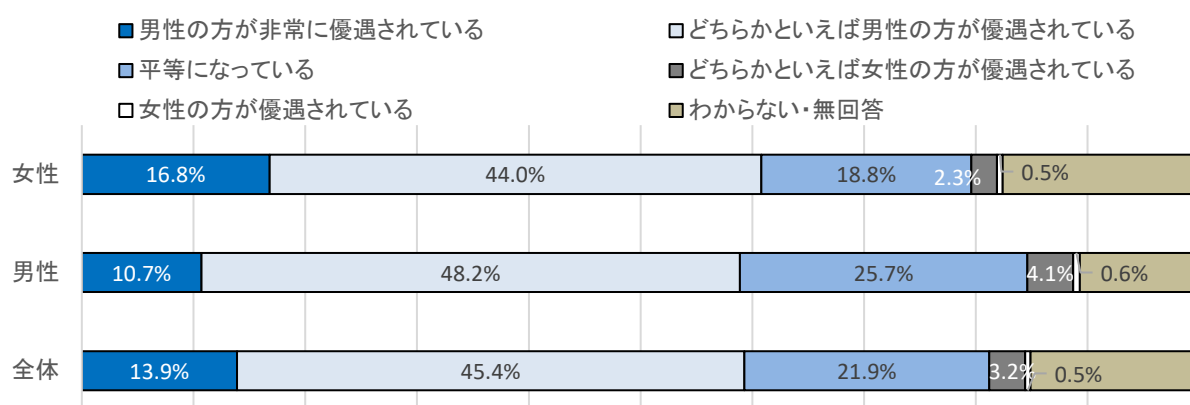
資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

●地域における男女の地位の平等感について



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

●職場における男女の地位の平等感について



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（1）家庭生活・地域・職場における男女平等の意識づくり

具体的施策

- ① 男女共同参画に関する講演会やセミナー、パネル展を開催し男女平等の意識啓発に努めます。
- ② 市報等を通じて、男女平等に関する情報を発信し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

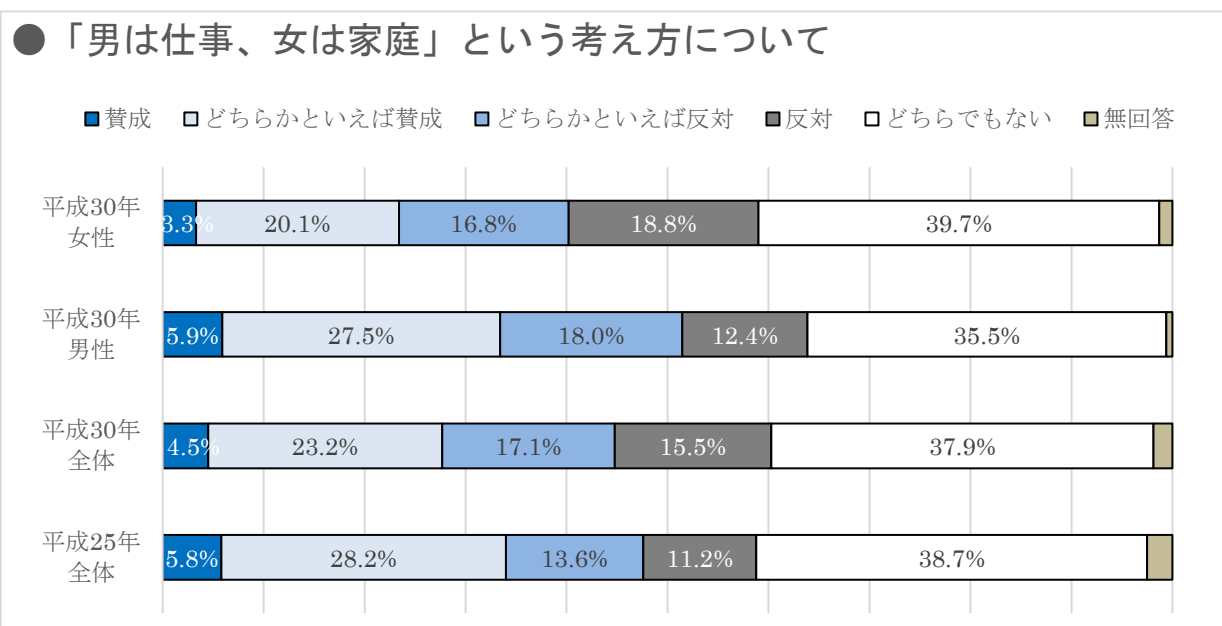
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
1	男女平等に関する講演会やセミナー、パネル展の開催回数	総務課資料	—	年に1回以上
2	男女共同参画に関する講演会やセミナーのテーマについて、内容が「理解できた」「おおむね理解できた」と答えた人の割合	総務課資料	—	70%以上

施策の方向

(2) あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消・社会的慣習の見直しに向けた啓発

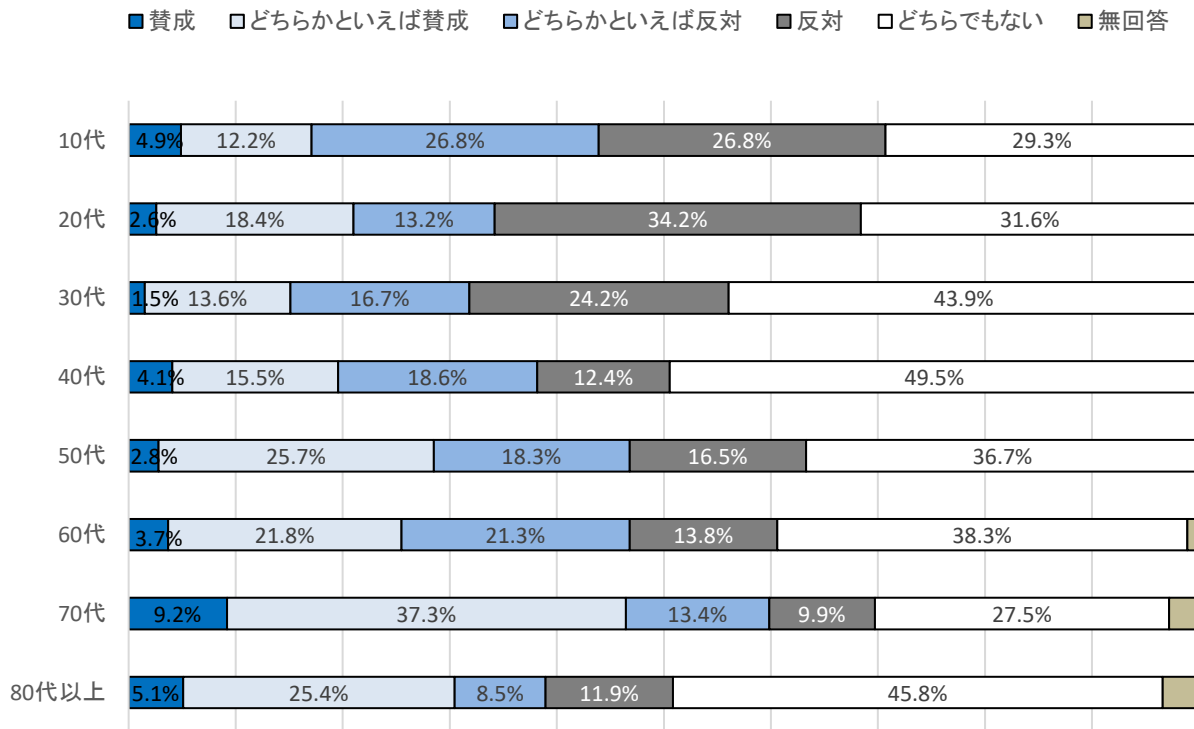
【現状と課題】

- ・ 市民意識調査の結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方についての意識として、3割近くの人が「賛成」「どちらかといえば賛成」でした。
- ・ 前回の調査（平成25年実施）と比較すると、その割合は約7ポイント低下しており、男女平等の意識づくりは定着してきてはいるものの、依然として固定的役割分担意識をもった人が多くいます。
- ・ 男女別にみると、「賛成」「どちらかといえば賛成」とする男性の割合が33.4%、女性の割合が23.4%であり、固定的役割分担意識は男性の方が強く残っている結果となっています。
- ・ 年代別にみると、年代が上がるごとに固定的性別役割分担意識に肯定的な割合は増加しており、特に70代では、4割を超える人が「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答しています。
- ・ あらゆる機会を通じ、市民へ男女平等の意識を深めるための広報・啓発活動を行うことが必要です。



資料：平成25年度、平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

●「男は仕事、女は家庭」という考え方について(年代別)



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向(2)あらゆる分野における固定的性別役割分担意識の解消・社会的慣習の見直しに向けた啓発

具体的施策

- ① 固定的性別役割分担意識・社会的慣習の解消に向けた講演会やセミナー、パネル展を開催します。
- ② 市報等を通じて、固定的性別役割分担意識・社会的慣習を見直すための情報発信を行います。

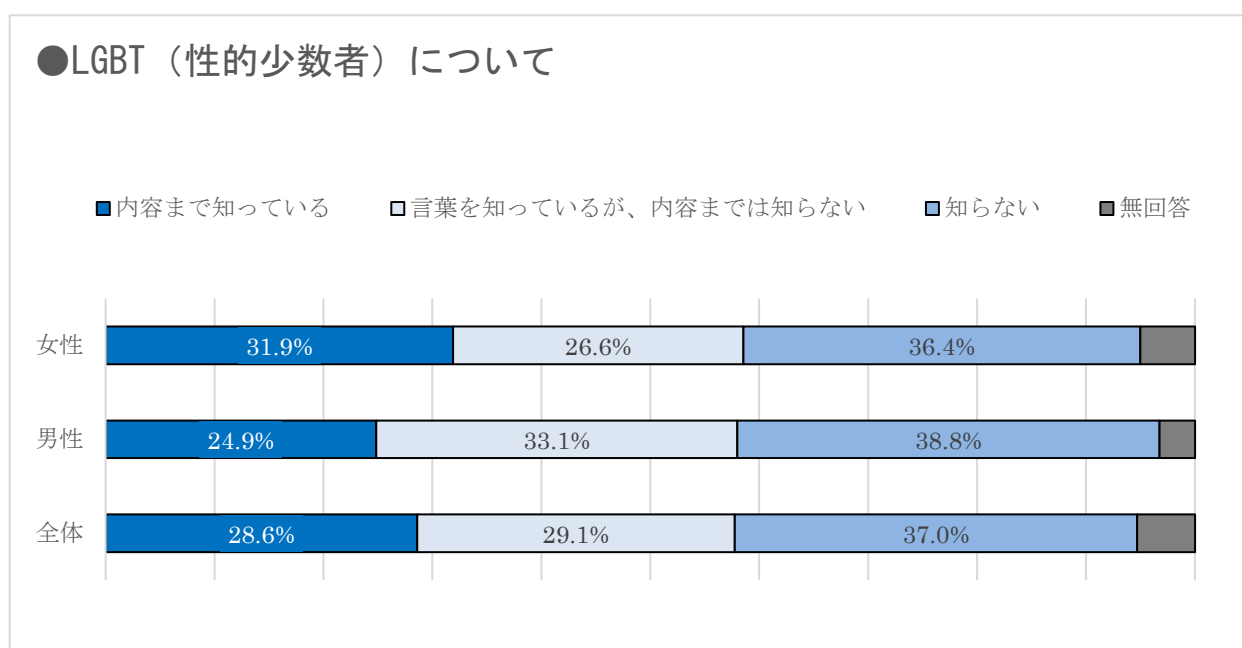
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
3	男性は仕事、女性は家庭というような固定的性別役割分担意識について、解消していった方が良いと思う市民の割合	市民意識調査	72.3%	75.0%

施策の方向

(3) LGBT（性的少数者）※4に対する正しい知識の啓発

【現状と課題】

- ・ 市民意識調査の結果では、LGBT（性的少数者）という言葉の認知度（内容まで知っている割合）は3割以下であり、「言葉を知っているが、内容までは知らない」と答えた人を含めても6割以下でした。
- ・ LGBT（性的少数者）と言われる方々は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中でさまざまな困難に直面しています。近年、LGBT に関するさまざまな報道が行われるようになり、多様な性のあり方について、理解を広めていく取組が求められています。
- ・ 誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう、LGBT（性的少数者）に関する正しい情報の提供を行い、理解促進のための啓発活動への積極的に取り組むことが必要です。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（3）LGBT（性的少数者）に対する正しい知識の啓発				
具体的施策				
① 講演会やセミナー、パネル展を通して、正しい知識の普及・啓発に努めます。				
② 市報等を通して、性の多様性について情報発信を行います。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
4	LGBTについて「内容まで知っている」と答えた人の割合	市民意識調査	28.6%	33.3%

※4 LGBT（性的少数者）

Lesbian（レズビアン、女性の同性愛者）、Gay（ゲイ、男性の同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性自認が身体の性と一致しない人や、どちらの性別にも違和を感じる人）の頭文字をとった総称のこと。

重点目標 2

男女平等を推進する教育・学習の充実

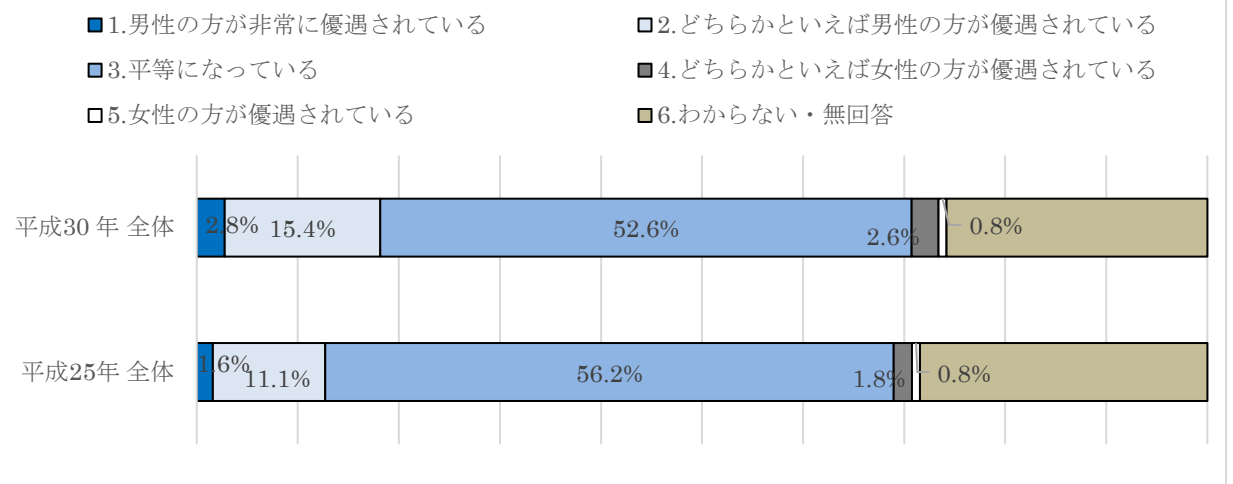
施策の方向

(1) 保育園（こども園）・学校における男女平等の推進

【現状と課題】

- ・ 市民意識調査の結果では、学校教育の場において、男女の地位が「平等になっている」と感じている人の割合が52.6%でした。
- ・ 前回調査（平成25年実施）と比べると、「平等になっている」と感じている人の割合は、3.6ポイント低下しています。
- ・ 子どもたちの将来が固定的役割分担意識にとらわれず、主体的に自分の進路等を決定することができ、個性と能力を発揮していくことができる教育の充実が必要です。

●学校教育の場における男女の地位の平等感について



資料：平成25年度、平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（1）保育園（こども園）・学校における男女平等の推進

具体的施策

- ① 保育園、こども園において、乳幼児一人ひとりが安心して自己発揮できる環境作りに努め、日々の教育・保育を通して、固定的役割分担意識にとらわれない保育を実施します。
- ② 保育園、こども園において、豊かな体験活動を通して、主体的に行動する能力・態度を身に付けるための学習機会を提供し、男女平等教育の充実を図ります。
- ③ 性別にとらわれない進路指導を実施します。
- ④ 学校において、発達段階に応じた固定的役割分担意識にとらわれない教育を充実させ、男女平等の視点による指導を行います。

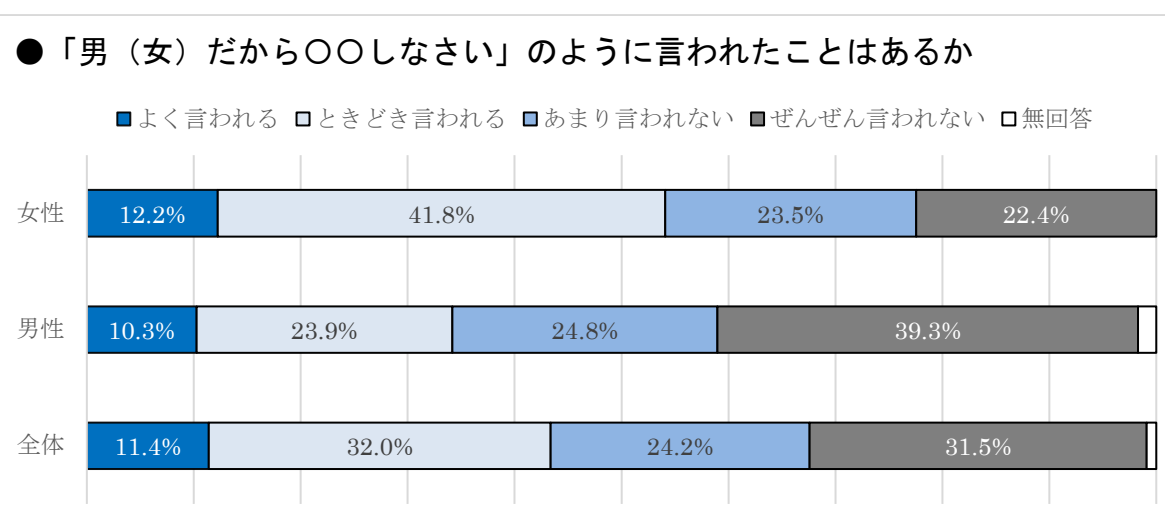
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
5	学校生活において男女の地位が「平等になっている」と感じている生徒の割合	中学生 アンケート	68.0%	75.0%

施策の方向

(2) 保護者・保育士・教職員等への意識啓発

【現状と課題】

- ・ 市民意識調査では、中学生が大人の人から、「男(女)だから〇〇しなさい」と「よく言われる」、「ときどき言われる」と答えた人が4割以上でした。
- ・ 男女共同参画の視点に立った教育をおこなうためには、教育関係者に対する研修を充実させることに加え、子どもの教育に対する家庭や地域の積極的な参画を支援し、連携することが大切です。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する中学生アンケート

施策の方向 (2) 保護者・保育士・教職員等への意識啓発				
<p>具体的施策</p> <p>① 保育士・教職員等に対し、職員研修の一環として男女平等教育の必要性について研修機会を提供します。</p> <p>② 保護者に対し、保護者会、学級懇談などの機会、お便りなどを活用した情報提供を行い、男女平等について普及啓発を行います。</p> <p>③ 教職員の校務分掌や研究会等において、性別による固定的な役割分担とならないように、男女平等の視点による指導を行います。</p>				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
6	保育士・教職員等を対象とした男女共同参画事業に関する研修会の開催回数	総務課資料	—	1回以上

基本目標Ⅱ

あらゆる分野での男女共同参画の推進

人口減少や少子高齢化が進む中、社会の変化に対応していくためには、性別にかかわらず、多様な視点や発想を取り入れ、さまざまな人が方針決定の場に参画することが必要となります。

防災分野においても、近年、多くの災害の教訓から、女性の参画は地域の防災力向上のためには非常に重要です。

あらゆる分野における、固定的な性別役割分担を見直し、女性の進出への支援と、政策や意志決定の場、運用の場への、女性の参画を促していくことが必要となります。

女性がより能力を発揮することができるように、積極的改善措置（ポジティブ・アクション※5）の実行に努め、女性のエンパワーメント※6を支援します。

重点目標1 政策・方針決定の場における女性参画の促進

重点目標2 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

重点目標3 地域活動・防災活動等の女性参画の推進

※5 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

※6 エンパワーメント

個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

重点目標 1

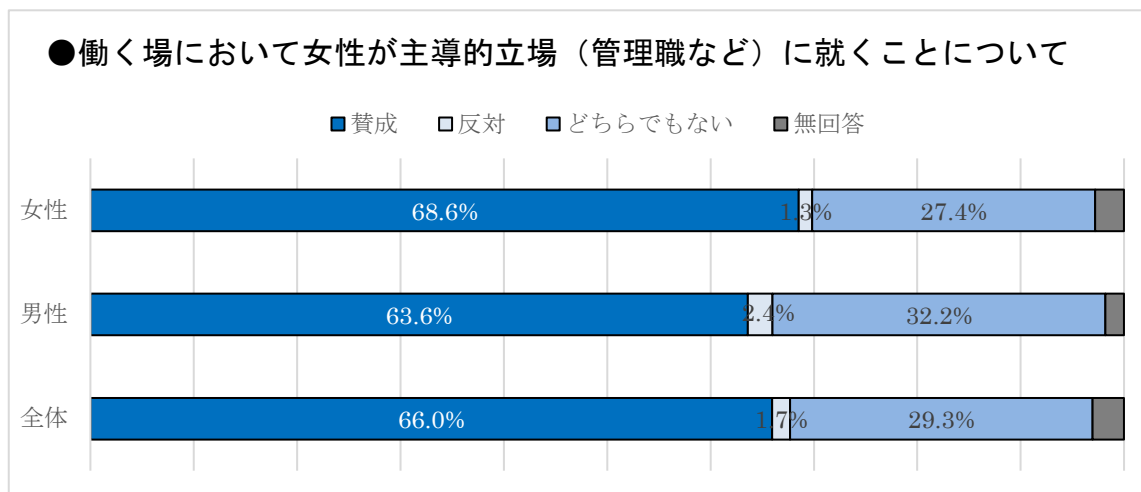
政策・方針決定の場における女性参画の促進

施策の方向

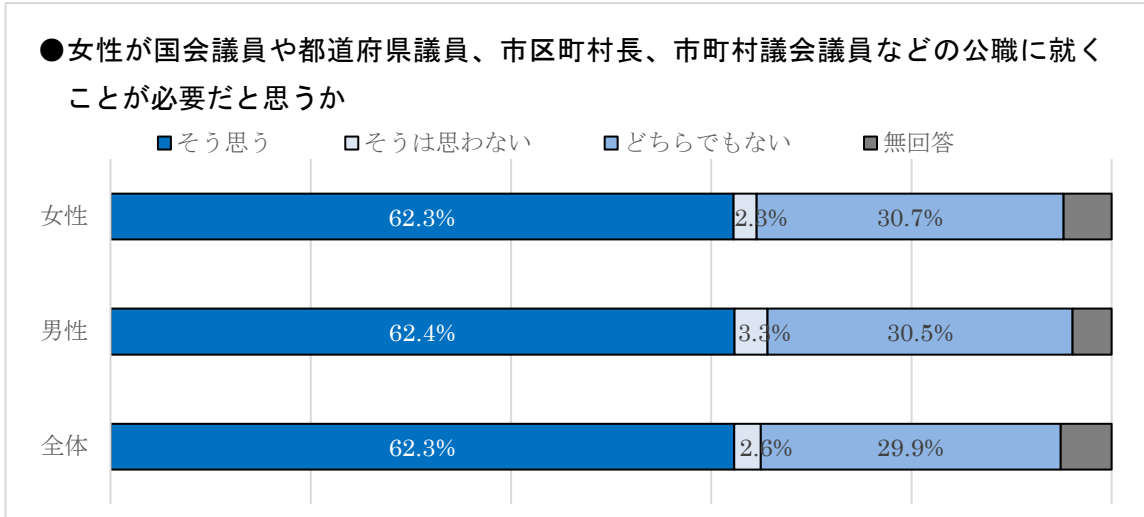
(1) 職場・各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進

【現状と課題】

- ・ 市民意識調査において、「働く場において女性が主導的立場（管理職など）に就くことをどう思いますか」という問いに対して、「反対」と回答した人が 1.7%と少なかったものの、「どちらともいえない」と回答した人が 29.3%と依然として約3割の市民が肯定的ではないという結果でした。
- ・ 市民意識調査において、「女性が国会議員や都道府県議会議員、市区町村長、市町村議会議員などの公職に就くことが必要だと思いますか」の問いに対し、「そう思わない」、「どちらとも言えない」と回答した人が3割を超えており、女性が主導的立場に就くことを、現実のものとして考えられる人が男女ともに少ない結果となりました。
- ・ あらゆる場において女性の視点や関与が不可欠であるとの認識に基づき、職場・各種団体において、女性が参画しやすい条件や環境をより一層整備するための取組が必要です。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（1）職場・各種団体等の方針決定の場への女性の参画促進 【女性活躍推進】				
具体的施策				
① 講演会やセミナー、パネル展を開催し、男女共同参画の重要性について啓発します。				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
7	企業向けの講演会やセミナー、パネル展の開催回数	総務課資料	—	1回以上

施策の方向

(2) 市の審議会等への女性委員の積極的登用

【現状と課題】

- ・ 胎内市の審議会等における女性委員の登用率は、平成 25 年度の 22.7%から、平成 30 年度の 30.3%と上昇しているものの、女性委員がいない審議会等も存在しています。
- ・ 女性の能力が十分に活用され、男女の意見がバランスよく反映されるよう、審議会等への女性委員の積極的登用に向けた働きかけを強化し、女性委員の登用率を向上させることが必要です。

施策の方向(2)市の審議会等への女性委員の積極的登用 【女性活躍推進】				
具体的施策				
① 市所管の各種審議会等において女性委員の積極的登用に努めます。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
8	市所管の各種審議会等における女性委員の登用割合	総合政策課資料	30.0%	35.0%
9	市所管の各種審議会等における女性委員が 0 人の各種審議会等数	総合政策課資料	16	0

重点目標 2

農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画の推進

施策の方向

(1) 女性人材の育成と起業支援

【現状と課題】

- ・ 農林水産業や商工業等の自営業においては、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画の進展は未だ不十分な状況です。
- ・ 地域や組織等に残る意識の変革のための普及啓発を進めるとともに、女性の経営能力や技術向上に対する支援に取り組む必要があります。
- ・ 家族従事者の実態把握に努め就業環境の整備を図るとともに、起業の促進を図っていく必要があります。

施策の方向(1) 女性人材の育成と起業支援		【女性活躍推進】		
具体的施策				
① 女性農業者フォーラムなどへの参加を促し、農業経営等に関する知識習得の場の提供に努めます。 ② 交流活動を通じて女性農業者同士のネットワークの形成を図り、地域のリーダーの育成に努めます。 ③ 市の中小企業支援事業及び貸付事業等の支援事業の周知に努め、女性が積極的に活用、または対象となることができるよう促します。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5目標
10	農女子視察研修ツアー、農村女性“知恵のわ”フォーラム及び農業とくらしを考える女性のつどいの参加者数の合計	農林水産課資料	98人	100人
11	中小企業支援事業及び貸付事業を活用する女性経営者の件数	商工観光課資料	2件	5件

施策の方向

(2) 次世代を担う人材育成と女性の経営並びに社会参画の促進

【現状と課題】

- ・ 農林水産業、商工業等家族経営の事業に従事する女性は、生産や経営の主要な担い手として重要な役割を果たしてはいますが、経営における方針決定などは、男性中心に行われることが多く、事業活動、地域活動、家事などで女性が果たしている役割についても適正に評価されていないことが少なくありません。
- ・ 農林水産業、商工業等家族経営の事業は、事業活動と家庭生活との区分がいまいで、労働時間や休日等の就業条件や収益の分配等が不明確になりがちです。
- ・ 胎内市では、これまでも家族経営協定※7の締結推進、農村地域生活アドバイザー※8の認定等、女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備を進めてきましたが、さらに女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるように今後も家族経営協定の締結の推進と拡大を進めていくことが重要です。

施策の方向 (2) 次世代を担う人材育成と女性の経営並びに社会参画の促進				
【女性活躍推進】				
<p>具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農業体験等での学びを通じて農業に興味を持ってもらえるように努めます。 ② 家族経営協定制度の周知により、就農の促進に向けた意識啓発に努めます。 ③ 農業生産技術や経営に関する研修と交流機会の情報提供に努めます。 ④ 市報等を通じて、事業承継に係る支援事業の周知と積極的な活用を促すとともに、関係機関と連携して積極的な人材育成に努めます。 				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
12	男女で構成される家族経営協定締結農家数	農林水産課資料	30 戸	35 戸

※7 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文章にして取り決めたもの。

※8 農村地域生活アドバイザー

農村地域において、自ら農業経営に取り組むとともに、農村女性の経営参画、社会参画、担い手の育成等の促進に意欲を持って貢献できる農業者のことをいう。

重点目標 3

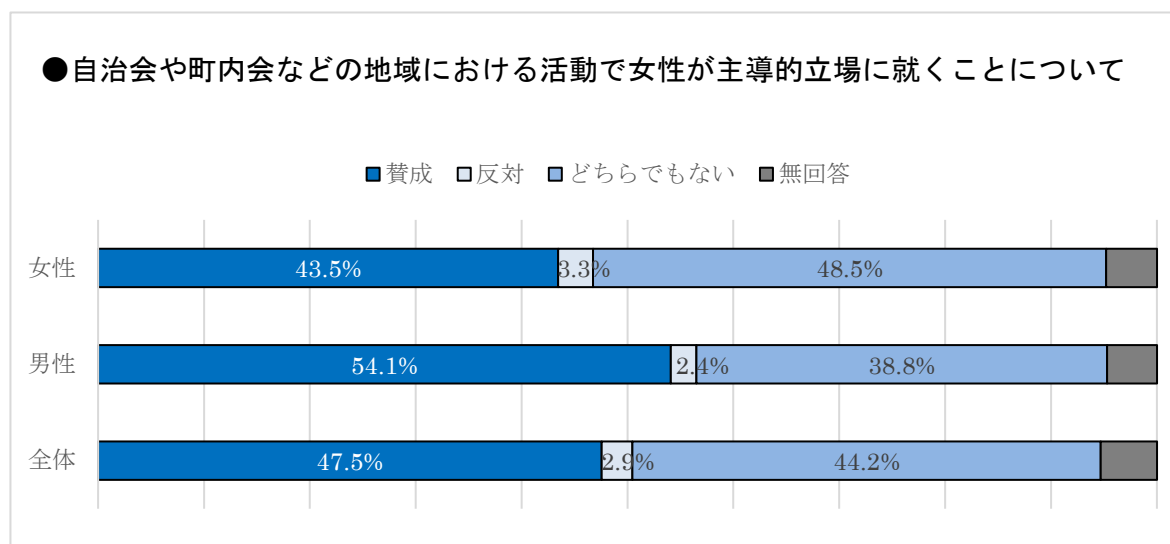
地域活動・防災活動等の女性参画の推進

施策の方向

(1) 地域活動への男女共同参画の推進

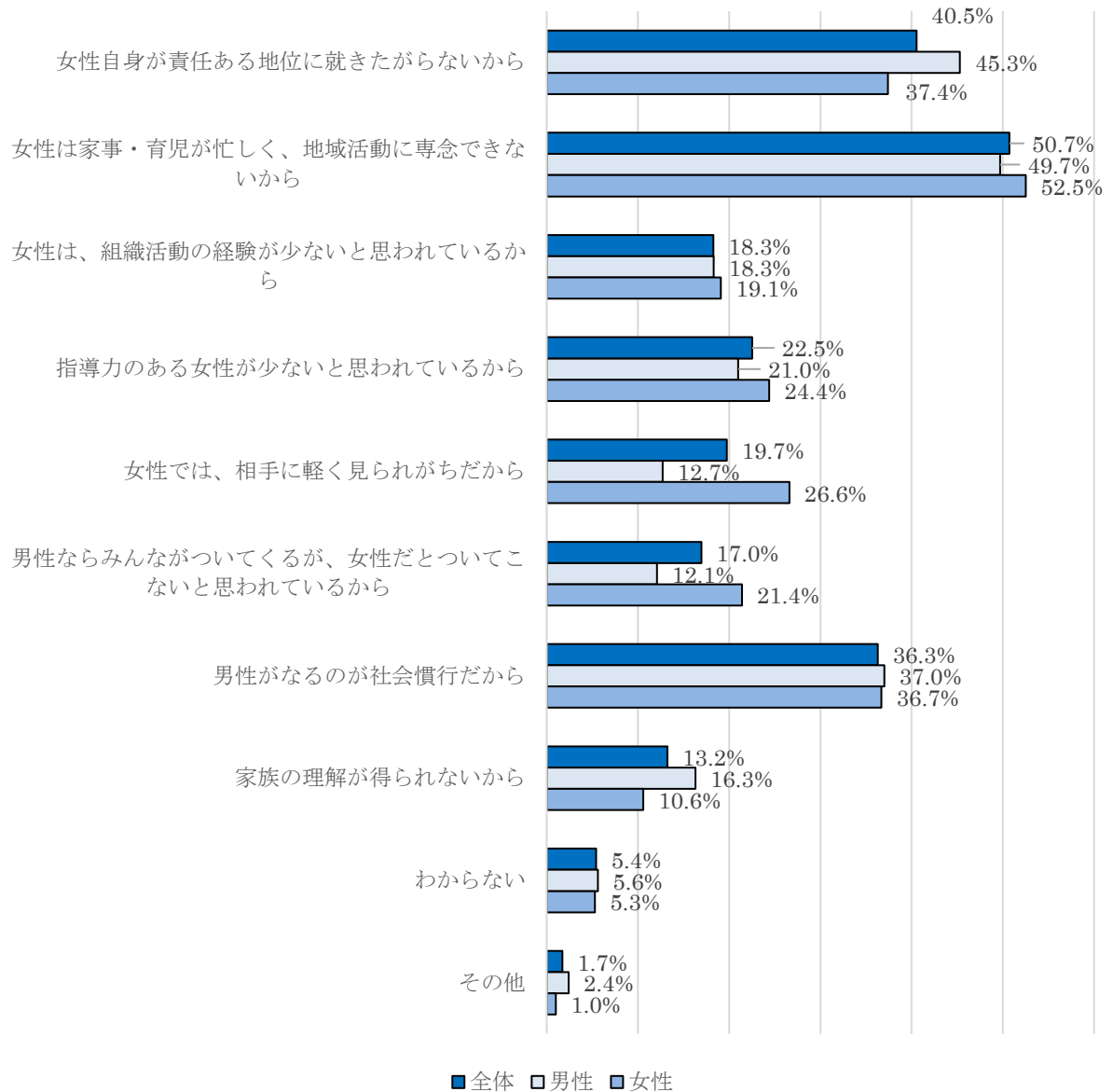
【現状と課題】

- 地域のつながりが希薄化している昨今、住民同士のつながりを持つことができる地域活動は、私たちがその地域で安心して、心豊かな生活を送るためにも大切です。
- 市民意識調査では、「自治会や町内会などの地域における活動で女性が主導的立場に就くことをどう思いますか」との問いに対して44.2%の人が「どちらともいえない」と回答しています。
- 自治会長に占める男性の割合は、依然として9割以上であり、これらのことから、地域活動は男性が担うべきだという、固定的性別役割分担意識が残っていることがうかがえます。
- 地域における活動を充実させていくためには、女性も男性もお互いに協力して企画、運営することが重要です。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

●自治会長や町内会長に男性が多い原因について



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向(1) 地域活動への男女共同参画の推進		【女性活躍推進】		
具体的施策 ① 講演会やパネル展を通して市民一人ひとりの男女共同参画意識の高揚を図ります。 ② 市報等を通じて、男女共同参画に関する情報を発信し、正しい知識の普及・啓発に努めます。				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
13	男女共同参画に関する市民向けの講演会やセミナー、パネル展の開催回数	総務課資料	—	1回以上

施策の方向

(2) 防災分野における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 近年、数々の災害が発生しており、それらの教訓から、防災の分野についても、男女共同参画の視点を取り入れることが不可欠なものとなっています。
- 避難所運営においては、女性の参画や、設備などにおいて男女それぞれニーズに配慮していくことが必要です。
- 地域の防災体制を確立するため、地域コミュニティにおける共助の精神に基づく災害時の被災者支援の意識づくりと、女性の視点を取り入れた防災体制づくりが必要です。

施策の方向 (2) 防災分野における男女共同参画の推進 【女性活躍推進】				
具体的施策				
① 男女双方の視点で災害に強い地域づくりをめざし、自主防災組織を中心とした研修会等を実施します。				
② 男女共同参画の視点を踏まえた避難所開設訓練、防災講演会等を開催し、市民の意識啓発に努めます。				
③ 男女それぞれのニーズに配慮した備蓄を行います。				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
14	防災士に占める女性の割合	総務課 資料	7.2%	15%
15	女性消防団員数	総務課 資料	11人	15人

基本目標Ⅲ

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※9がとれた環境づくり

少子高齢化社会の進展に伴い、性別に関わりなく働きたい人が、やりがいをもって働くことができる社会づくりが求められる一方で、働く世代における子育てや介護の負担の増加が見込まれています。そのため、だれもが個性と能力を發揮して活躍し、活力ある豊かな社会を実現していくためには、男女が共に仕事と家庭等をバランスよく担うことが必要であり、ワーク・ライフ・バランスを図ることが重要となっています。

また、男女がいきいきと働き続けられる社会環境づくりを進めるうえで、雇用の場における男女の共同参画は極めて重要であり、「男女雇用機会均等法」においても、雇用における男女の平等な機会と待遇の確保が義務付けられています。

誰もが個性や能力を十分に發揮するためには、ジェンダー※10にとらわれない、お互いの人権を尊重する、ワーク・ライフ・バランスがとれた、自分らしい生活を送ることのできる環境づくりが必要です。

重点目標1 家庭と仕事等の両立支援

重点目標2 男女平等な就業環境の整備

※9 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう仕事と生活、双方の調和を実現すること。

※10 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

重点目標 1

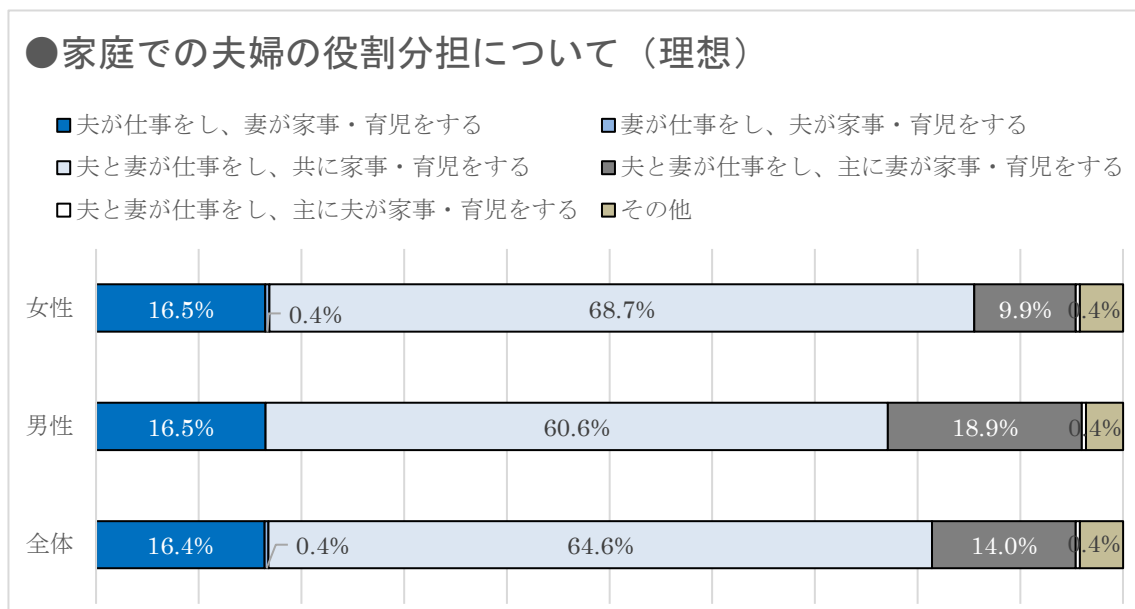
家庭と仕事等の両立支援

施策の方向

(1) 男性の育児・家事・介護への参画促進

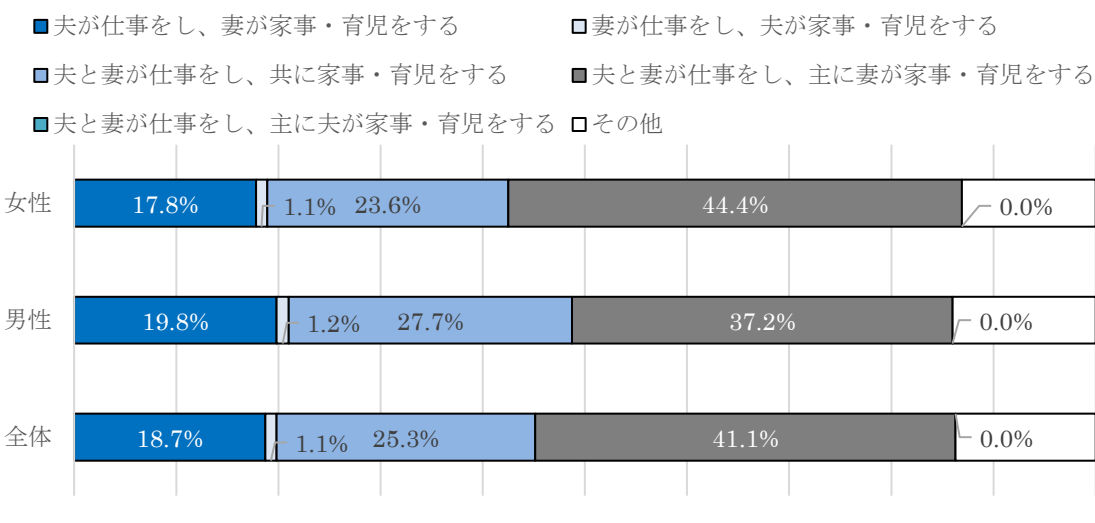
【現状と課題】

- 少子高齢化社会の中で、労働力の確保が難しくなっており、「男性は仕事、女性は家庭」の考え方では、労働力の不足により企業の成長が見込めず、経済に大きな影響を与えると考えられます。
- 市民意識調査の結果によると、家庭において、夫婦が共に仕事をし、「共に家事・育児をする」のが理想と回答した方が 64.6%となっている一方で、現実ではなかなか反映されていない状況です。
- 働きたい女性が仕事と育児・介護の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ライフイベントに応じた柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランスや、パートナーである男性の育児・介護等への参画の実現が課題となっています。
- 事業者と協働で、男女がともに働きやすい環境の整備について取組を進めていく必要があります。



資料：平成 30 年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

● 家庭での夫婦の役割分担について（現実）



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（1）男性の育児・家事・介護への参画促進		【女性活躍推進】		
<p>具体的施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 夫婦で協力し合い、出産・子育てができるよう、パパママ学級を実施します。 ② 講演会やパネル展を通して男性の家事・育児・介護への参画を促します。 ③ 市報等を通じて、事例等を紹介し意識啓発に努めます。 ④ 市民・企業に対し講演会やセミナー等を通じて長時間労働の抑制や年休取得等の啓発を行います。 				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
16	ワーク・ライフ・バランスに関する市民・企業向け講演会やセミナー、パネル展の開催回数	総務課資料	—	1回以上

施策の方向

(2) 男女共同参画の視点に立った子育て支援体制の充実と制度の周知

【現状と課題】

- 核家族化や就業環境の多様化などにより、保育ニーズが多様化してきている現在、さらなるサービスの充実が求められています。
- 市民意識調査では、男女共同参画社会を推進していくために、胎内市が今後力を入れていくべき施策として、男女共に「子育て、介護支援の充実」を求める人が最も多くいます。
- 市内では、子育て世代の就業率が高く出産後も復職・就労を希望する割合が多いことから、親世代への仕事と育児の両立のために、低年齢児や病児・病後児への対応といった支援制度の周知を図る必要があります。

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った子育て支援体制の充実と制度の周知				
【女性活躍推進】				
具体的施策				
① 女性が安心して子どもを産み、子育てができるように、出産・育児に関する情報や、保健・福祉等に制度をわかりやすくまとめた「子育て応援ブック すくすく」を子育て世帯に配付し、支援制度の周知に努めます。				
② 地域子育て支援センター※11において、遊びの提供、親子の交流の場を提供します。また、育児相談の実施、育児講座を随時開催し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。				
③ ファミリーサポートセンター※12において、仕事と家庭生活の両立を支援するとともに、子育ての不安や負担の軽減を図ります。				
④ 地域子育て支援センターの様子や男女共同参画の視点を取り入れた遊びの紹介、子育て情報などを掲載した情報誌の発行、ホームページへの掲載、子育て情報メールの発信に努め、様々な子育て情報の周知を図ります。				
⑤ 夫婦で協力し合い、出産・子育てができるよう、パパママ学級を実施します(再掲)。				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
17	子育て支援制度を認知している市民の割合	総合政策 課資料	71.4%	75.0%

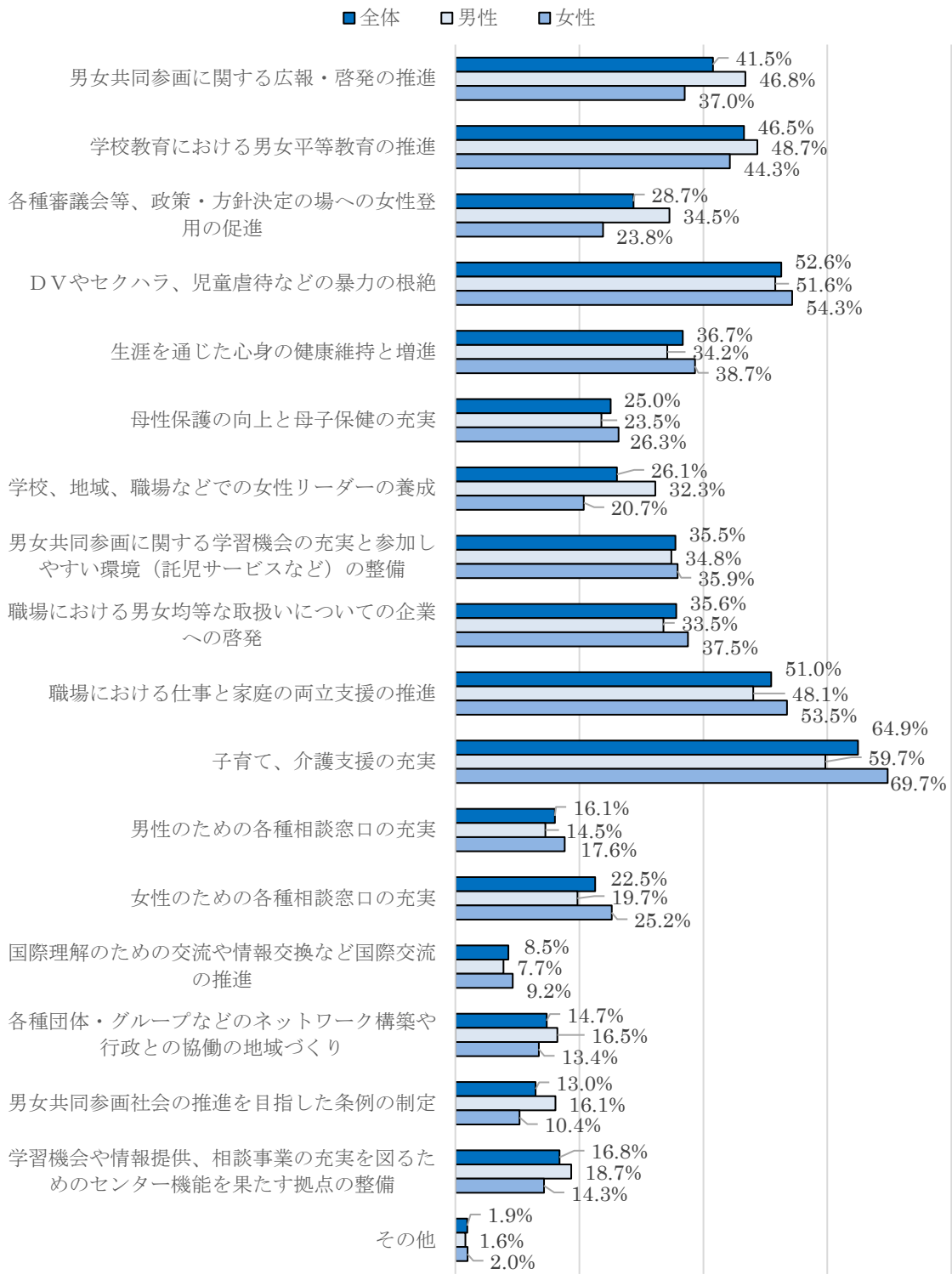
※11 地域子育て支援センター

子育て家庭への育児支援を目的とした施設であり、乳幼児とその保護者を対象に、保育士や保健師による子育て相談、親子遊びなどの催し、親子ふれあいのスペースの提供などを行っている。

※12 ファミリーサポートセンター

地域において子育て家庭の仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくることを目的として、「子育ての援助をして欲しい方（依頼会員）」と「子育ての援助をしてくださる方（提供会員）」がお互いに助け合う会員組織のことをいう。

●男女共同参画社会を推進していくために、市は今後どのような施策に力を入れていくべきだと思うか（複数回答）



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向

(3) 男女共同参画の視点に立った介護支援体制の充実と制度の周知

【現状と課題】

- ・ 高齢化の進展を背景に、介護支援が必要な方は今後更に増えることが予想されています。
- ・ 家族の介護に携わる人は男女関係なく増加することが予想され、仕事が生かされても介護のために仕事をやめなければならなくなった」「これからの生活が不安」といった声が増えることが懸念されます。
- ・ 自治会・集落等による地域の支え合いの体制づくりを支援しているほか、意欲のある人を対象にした地域支え合いサポーター※13を育成しています。
- ・ より多くの介護に関する協力者の確保や相談・支援体制の充実を図る必要があります。

施策の方向 (3) 男女共同参画の視点に立った介護支援体制の充実と制度の周知				
				【女性活躍推進】
具体的施策 <ol style="list-style-type: none"> ① 介護保険制度の利用者及びその家族が自ら制度を選択できるように市報やホームページ等を活用して、周知します。 ② 要介護認定等結果送付時に、サービス案内等記載されたパンフレットを同封します。 ③ 適切なサービスの利用や関係機関の紹介、各種制度につなげるなどの相談支援を行います。 ④ 認知症地域支援推進員※14を配置し、各種事業を通じて地域連携体制の強化を図っていきます。 ⑤ 認知症サポーター養成講座を実施し、地域における認知症高齢者の見守り体制を構築します。 ⑥ 「障がい者計画・障がい福祉計画」に基づいた支援サービスの充実に努めます。 				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
18	要介護（要支援）認定者の介護サービス利用者の割合	福祉介護課資料	87.3%	90.0%

※13 地域支え合いサポーター

誰もが安心して生活していけるまちを目指す地域支え合い活動の中心的役割を担うボランティアのこと。介護や医療等の専門職と住民とのつなぎ役や住民からの相談相手、地域の支え合い活動の支援などを行う。

※14 認知症地域支援推進員

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、市町村ごとに配置され、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を応援する相談業務等を行う。

重点目標 2

男女平等な就業環境の整備

施策の方向

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

【現状と課題】

- 労働条件に関する基本法規である「労働基準法」では、性別による賃金差別を禁止しているほか、「男女雇用機会均等法」では、募集・採用から配置・昇進・教育訓練、定年・退職・解雇に至る雇用管理全般について、性別による差別的取扱いを禁止しています。
- 市民意識調査では、職場における男女の平等感について、「男性の方が（どちらかといえば）優遇されている」と回答した人が59.3%であり、依然として男女平等な労働環境とは言い難い状況にあると言えます（14頁参照）。
- 職場における不当な差別的待遇を解消するため、事業者に対し、各種の法律や制度が校正に運用されるよう、普及啓発していくことが重要です。

施策の方向（1）男女の均等な雇用機会と待遇の確保		【女性活躍推進】		
具体的施策				
① 保育園、こども園において、0歳児から5歳児の乳幼児の受け入れ、早朝保育、延長保育、休日保育等による保育時間延長を継続し、保護者が安心して働ける環境の整備を図ります。				
② 県や市が主催するセミナー等の情報提供を行います。				
③ 6月の男女雇用機会均等月間時に市報等で周知をします。				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
19	胎内市の女性が働く環境について「労働条件が整っている」と感じている人の割合	市民意識調査	4.5%	10.0%

施策の方向

(2) ハッピー・パートナー企業※15 への登録促進

【現状と課題】

- ・ 企業への働きかけの1つとして、ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）の登録と支援を推進しており、平成30年度末現在6団体が登録しています。
- ・ 今後も企業に対して、男女がともに働きやすい環境整備の意識啓発が必要です。

施策の方向（2）ハッピー・パートナー企業への登録促進				
具体的施策 <ul style="list-style-type: none"> ① 県と連携しハッピー・パートナー企業への登録促進を図ります。 ② ハッピー・パートナー企業に対し、社員同士の交流や情報発信の場を提供し、男女が働きやすい環境整備に努めます。 				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
20	ハッピー・パートナー企業登録数（累計）	総務課 資料	6社	19社

※15 ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）

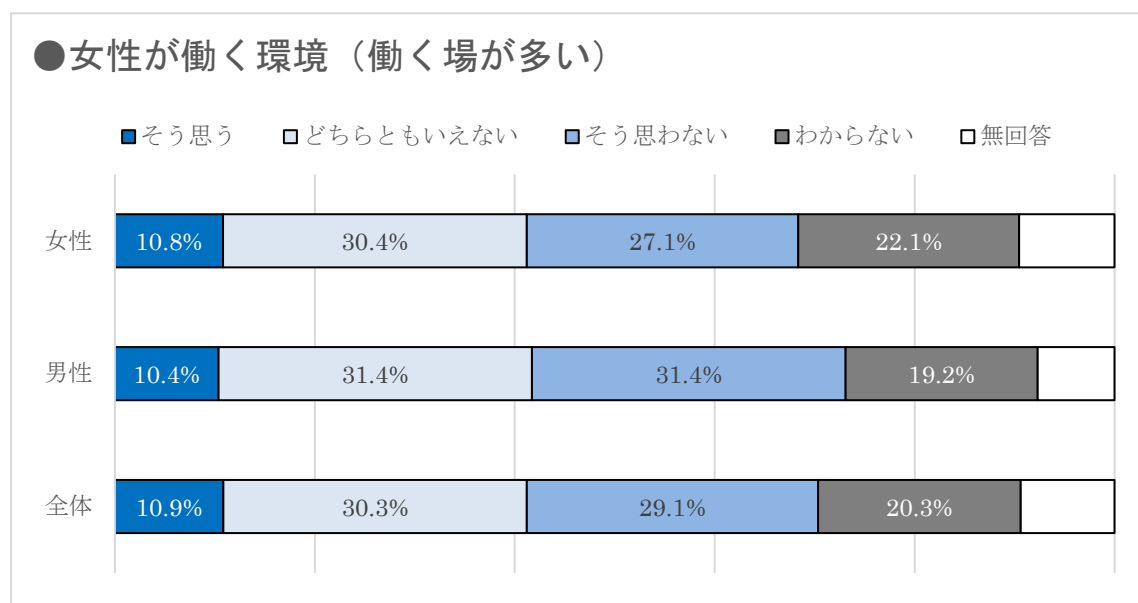
男性・女性がともに働きやすく、仕事と家庭生活等が両立できるような職場環境を整えるなど、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業を「ハッピー・パートナー企業」として登録し、その取組を県が支援している。

施策の方向

(3) 女性に対する再就職支援の推進

【現状と課題】

- ・ 市民意識調査の結果によると、「胎内市において女性が働く労働条件が整っていますか」の問いに対して「そう思う」と回答した人が4.5%と依然として低い割合でした。
- ・ 事業者と協働により女性が意欲を持って継続して就業でき、個人のライフスタイルに応じて再就職ができるように支援していく必要があります。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向(3) 女性に対する再就職支援の推進		【女性活躍推進】		
<p>具体的施策</p> <p>① 企業への啓発として、女性の再就職、起業等のための情報提供や支援を行います。</p> <p>② 子育て等でいったん離職した女性が再就職できるよう、セミナー等を行います。</p> <p>③ ハローワーク等からの情報を収取して支援に努めます。</p>				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
21	胎内市の女性が働く環境について「働く場が多い」と感じている人の割合	市民意識調査	10.9%	20.0%

基本目標Ⅳ

元気に安心して暮らせるまちづくり

男女が家庭や地域等で充実した生活を送るためには、生涯を通じて心身ともに健康であることが大切です。生涯にわたって健康に過ごせるよう、お互いの性についての認識を深め、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援することが必要です。

暴力・ハラスメントは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つであり、暴力・ハラスメントの根絶と防止に向けて、さまざまな機会を通じて啓発活動を促進するとともに、関係機関と連携し、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に取り組むことが必要です。

また、雇用・就業構造の変化や、ひとり親世帯、単身世帯などが増加する中、日常生活において様々な困難に直面する人々に対し、総合的な支援や相談窓口が必要です。

- 重点目標1 生涯にわたる生と性に対する正しい知識の普及と心と体の健康支援
- 重点目標2 あらゆる暴力を許さない社会づくり
- 重点目標3 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

重点目標 1

生涯にわたる生と性に対する正しい知識の普及と心と体の健康支援

施策の方向

(1) 生涯を通じた男女の心と体の健康支援

【現状と課題】

- 「健康増進計画 たいない21」に基づき、健康づくりの重点課題を生活習慣病対策、歯科保健対策、自殺予防対策、元気づくり対策の4つに定めて取り組んでいます。
- 市民の生活の質の向上及び健康寿命を延伸する疾病対策、元気対策を推進することが必要です。
- 若い世代から健康づくりに関心がもてるように働きかけ、適切な生活習慣を身につけることができるような支援が必要です。

施策の方向 (1) 生涯を通じた男女の心と体の健康支援				
具体的施策 <ul style="list-style-type: none"> ① 特定健康診査※16を実施し、健康増進や生活習慣病予防のために、自ら健康管理を行える人が増加するよう努めます。 ② 乳がん・子宮がん検診を実施し、早期発見・早期治療につながるように若い世代からの検診受診者増加に努めます。 ③ 心の健康づくり講演会を開催し、心の健康の大切さ、自殺予防に関する知識の普及啓発に努めます。 ④ ストレス等によるうつ状態や精神的不調の改善及び自殺予防に向けて、相談支援体制の拡充や支援者となる市民を対象にした研修等の開催に取り組めます。 				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
22	特定健診の受診率	健康づくり課資料	45.4%	60.0%

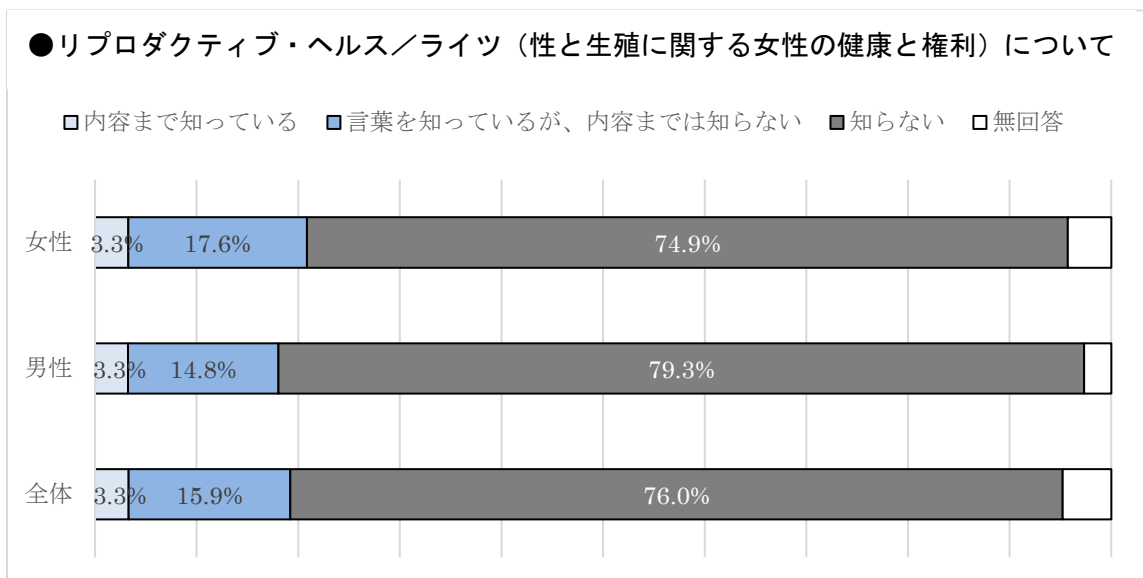
※16 特定健康診査

糖尿病、虚血性心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を予防するために、メタボリックシンドロームに着目した健診制度のこと。

施策の方向（2）性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／
ライツ）※17の普及・啓発

【現状と課題】

- 女性は、妊娠・出産や、女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められることがあります。
- 男女共に、生涯を通じて健康課題について正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。
- 市民意識調査で、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）※の認知度を調査し、「知らない」と回答した人が76%と高い割合となりました。
- 女性の人権尊重と母体保護の視点から性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識するための広報活動や情報提供など普及・啓発が必要です。
- 性に関する正しい理解と知識を高めるとともに、産む性としての母性の尊重と命の大切さについて認識することが大切です。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（2）性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ）の普及・啓発

具体的施策

- ① 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ）に関する情報を市報等で発信し啓発に努めます。
- ② 妊婦一般健康診査受診結果から、適切な支援につなげるよう努めます。
- ③ 赤ちゃんふれあい教室を実施し、命の尊さを学び、子育てへの価値観を高めます。

番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5目標
23	リプロダクティブ・ヘルツ／ライツについて内容まで知っている人の割合	市民意識調査	3.3%	10.0%

※17 性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

施策の方向

(3) 性に対する正しい知識の啓発

【現状と課題】

- ・ 児童生徒が命の大切さや男女の身体の違いなどを理解し、また、思春期の男女が性についての正しい知識を持ち、適切な意思決定ができるよう、児童生徒の発達段階に応じた性教育を推進します。
- ・ インターネットや携帯電話等による有害情報から児童生徒を守るための情報モラル教育を推進します。

施策の方向（3）性に対する正しい知識の啓発				
<p>具体的施策</p> <p>① 各学校の保健体育や宿泊体験学習、修学旅行、保育実習など、さまざまな機会において、効果的な学習が行われるように、発達段階に応じた適切な指導の充実を図ります。</p> <p>② 児童生徒の保護者を対象に性に関する学習会の機会を提供します。</p>				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
24	保護者と子どもを対象とした性に関するセミナーの実施回数	総務課資料	—	1回

重点目標 2

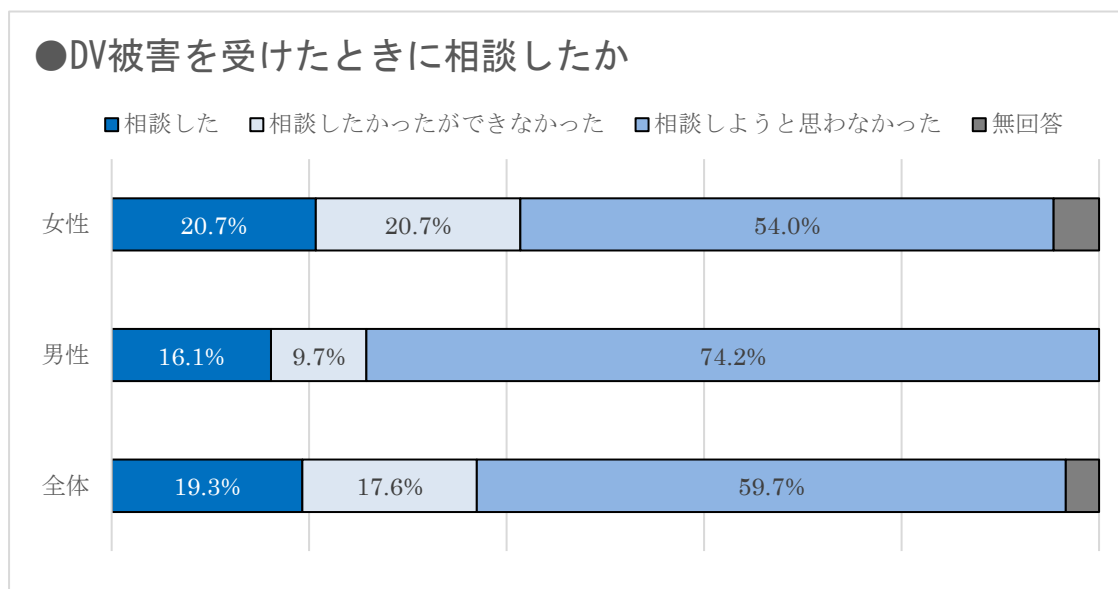
あらゆる暴力を許さない社会づくり

施策の方向

(1) ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶と防止に向けた啓発

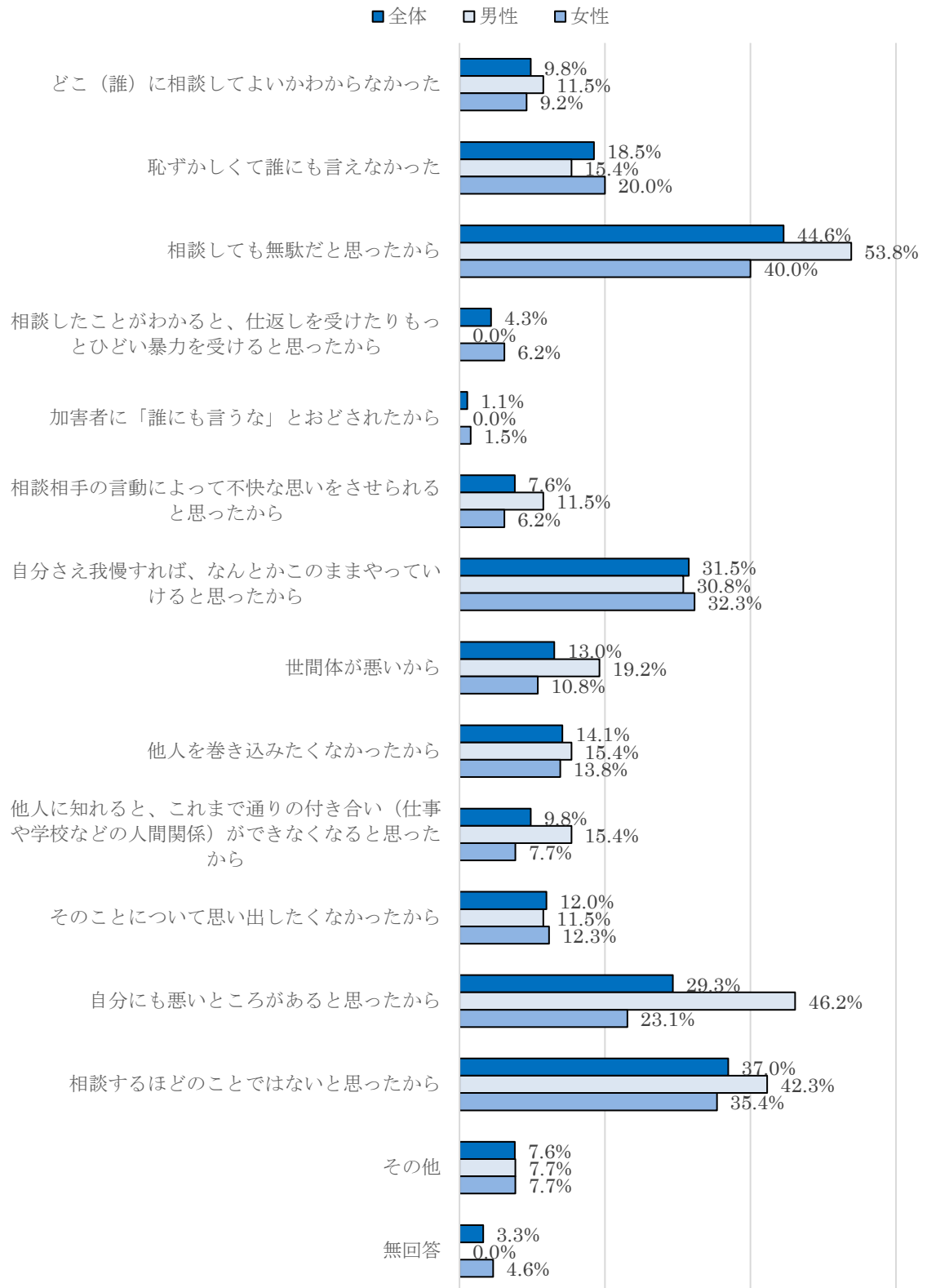
【現状と課題】

- 市民意識調査によると、DV 被害を受けた際、誰にも相談しようと思わなかった（できなかった）人の割合が7割を超えており、依然として相談に至るまでの壁は、高い状況です。
- あらゆる暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。暴力や威圧による相手の支配は、個人の尊厳を大きく傷つけ、男女共同参画の推進を阻むものです。
- 男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、正しい理解を深めるとともに相談窓口の周知や相談体制の充実、関係機関との連携が必要です。
- 性の多様性に配慮した DV に対する認識の向上や防止のための啓発が必要です。
- 相談を受ける立場にあり、早期発見の機会を持つ市職員が、研修に積極的に参加すること等を通じて、相談・支援体制を強化することが必要です。



資料：平成 30 年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

●相談しなかった理由について（複数回答）



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（1）ドメスティック・バイオレンス（DV）の根絶と防止に向けた啓発				
<p>具体的施策</p> <p>① DV に対する認識の向上及び防止のための講演会やセミナー、パネル展を開催します。</p> <p>② 市報等により DV 防止の啓発や支援情報、相談窓口の周知に努めます。</p>				
番号	指 標	算出方法	H30 年度	R5 目標
25	DV防止について市報等の啓発または講演会やセミナー、パネル展を開催した回数	総務課資料	—	1回以上

施策の方向

(2) あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた啓発

【現状と課題】

- あらゆるハラスメントは、人間関係において、優位な力関係を背景に他者に対する発言や行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与える許せない行為です。
- しかしながら、被害を受けても人間関係を継続していくため「NO」と言えない場合があることも事実です。
- 雇用の場におけるハラスメントは、男女雇用均等法に基づき、事業主が講ずるべき措置とされていますが、職場以外にも学校、地域活動などあらゆる分野においてもハラスメントの未然防止が必要です。
- ハラスメント防止に関する講座の開催や市報等を活用した意識啓発、被害を受けた方に対する相談の実施及び相談機関の周知が必要です。
- 相談を受ける立場にあり、早期発見の機会を持つ市職員が、研修に積極的に参加すること等を通じて、相談・支援体制を強化することが必要です。

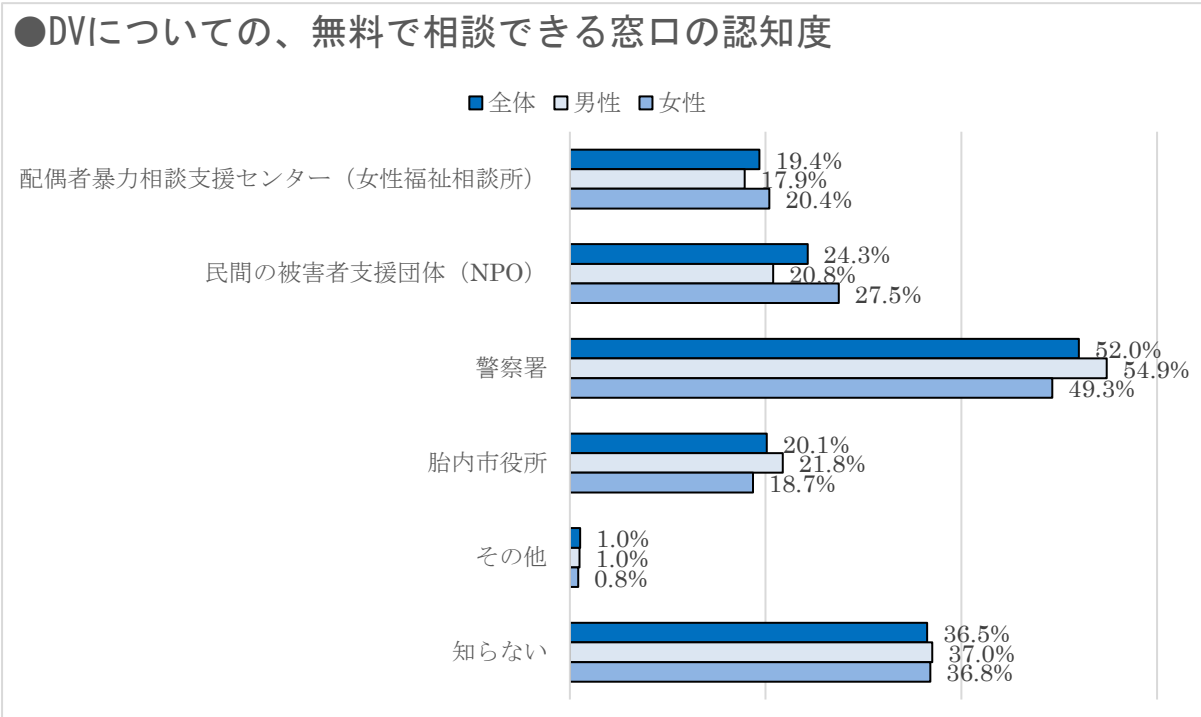
施策の方向 (2) あらゆるハラスメントの根絶と防止に向けた啓発				
【女性活躍推進】				
<p>具体的施策</p> <p>① あらゆるハラスメントに対する認識の向上及び防止のための市民や企業向けの講演会やセミナー、パネル展を開催します。</p> <p>② 市報等によりあらゆるハラスメントに対する防止の啓発や支援情報、相談窓口の周知に努めます。</p>				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
26	あらゆるハラスメントについて市報等の啓発または講演会やセミナーを開催した回数	総務課資料	—	1回以上

施策の方向

(3) 女性相談窓口の充実及び他の機関との連携強化

【現状と課題】

- ・ 市民意識調査において DV について無料で相談できる窓口があることを知らなかった人の割合は、3割以上となっています。
- ・ DV 防止策については、相談機関の周知を図るとともに根絶に向けた予防啓発、教育の充実が必要です。
- ・ 相談を受ける立場にあり、早期発見の機会を持つ市職員が、研修に積極的に参加すること等を通じて、相談・支援体制を強化することが必要です。



資料：平成30年度胎内市男女共同参画に関する市民アンケート調査

施策の方向（3）女性相談窓口の充実及び他の機関との連携強化				
具体的施策				
① 市報等により国や県、市、民間団体の相談窓口の周知に努めます。				
② 人権擁護委員や民生児童委員等の関係と、連携を強化し早期解決に努めます。				
③ 関係機関と連携を図り、相談窓口の充実と強化を図ります。				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
27	DVについて無料で相談できる窓口があることを知らなかった人の割合	市民意識調査	36.5%	20.0%

施策の方向

(4) 児童虐待防止策の推進

【現状と課題】

- DVがある家族の中で育った子どもは、家庭内の混乱に巻き込まれており、暴力行為の目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育にとどまらず、直接的に暴力行為にあたる言動を受けている場合もあり、個別のかつ専門的な支援が必要です。
- 相談を受ける立場にあり、早期発見の機会を持つ市職員が、研修に積極的に参加すること等を通じて、相談・支援体制の強化が必要です。

施策の方向（4）児童虐待防止策の推進				
具体的施策 ① 児童家庭相談窓口において、保護者等からの相談対応を行います。また、学校や保育園（こども園）、児童相談所等の関係機関と連携し、児童や保護者への支援を行います。 ② 毎月の市報に、児童虐待防止に関する記事を掲載し、啓発や相談窓口の周知を行います。				
番号	指 標	算出方法	H30年度	R5目標
28	児童虐待に関して無料で相談できる窓口があることを知らなかった人の割合	市民意識調査	—	35%以下

重点目標 3

貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向

(1) 複合的な課題を抱える生活困窮者の自立促進

【現状と課題】

- 単身世帯やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化、雇用・就業構造の変化など、社会情勢が変化している中、幅広い年齢層で生活上の困難を抱える人が増加しています。
- そのような中、高齢者・障がい者・外国人であることによる困難や状況の解消も必要です。

施策の方向(1)複合的な課題を抱える生活困窮者の自立促進【女性活躍推進】				
具体的施策 ① それぞれが抱える様々な困難について、気軽に安心して相談ができる「福祉まるごと相談窓口」の充実と周知を進めます。 ② 関係機関との連携を図り、地域や社会資源を活用し、自立に向け状況に応じた支援を行います。				
番号	指標	算出方法	H30年度	R5目標
29	地域支え合いサポーター※18 認定者数	福祉介護課資料	44人	62人

※18 地域支え合いサポーター

誰もが安心して生活していけるまちを目指す地域支え合い活動の中心的役割を担うボランティアのこと。介護や医療等の専門職と住民とのつなぎ役や住民からの相談相手、地域の支え合い活動の支援などを行う。

施策の方向

(2) ひとり親家庭等への支援

【現状と課題】

- ・ ひとり親家庭は、子育てや生活、就業など様々な面で困難を抱えやすく、経済的にも不安定になるリスクが高いため、困窮に陥らないための防止策や困窮から脱するための支援などが必要です。

施策の方向(2)ひとり親家庭等への支援		【女性活躍推進】		
具体的施策 <ul style="list-style-type: none"> ① 支援に向け、相談、各種手当の支給、医療費助成を行う窓口における相談体制の充実を図ります。 ② ひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給し、生活の安定と自立の促進を図ります。 ③ 父又は母及び児童等の医療費の一部を助成し、保健の向上と福祉の増進、経済的負担の軽減を図ります。 ④ 就業に結びつきやすい資格取得のため、養成機関において修業した際に、修業期間の生活費を支給し、生活の安定と経済的自立の促進を図ります。 ⑤ 主体的な能力開発の取組の支援として、就業に結びつくと考えられている教育訓練講座の受講費の一部を助成し、経済的自立の促進を図ります。 				
番号	指 標	算出方法	H30年度	R5目標
30	資格取得者のうち、就業に結び付いた人の割合	こども支援課資料	100%	100%

基本目標 V

推進体制の整備及び管理

- 男女共同参画の推進を図るために施策の取組状況を確認し、毎年度、検証していきます。
- 国際的な動向や社会情勢の変化に対しては、男女共同参画の視点で、柔軟に対応した施策の推進を図ります。
- 男女共同参画の推進には、市民や事業者の担う役割も大きいため、情報提供や事業所と連携、関係団体との協働による啓発を行うなど、市、市民、事業者が一体となって事業展開をする必要があります。
- 市の男性職員が率先して育児に参画するなど、積極的に男女共同参画に取り組むことで、企業や市民へ浸透していくことが考えられるため、引き続き、男女ともに休暇等を取得しやすい環境整備及び制度の周知に努めるなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

施策の方向（1）計画の進捗状況の管理及び市職員への男女共同参画意識の醸成

- （2）市民・事業者・各種団体との連携・協力
- （3）国・県・他市町村との連携
- （4）国際的理解・協調の推進

具体的施策

- ① 進捗状況について毎年、「胎内市男女共同参画推進委員会」で効果を検証します。
- ② 特別職及び各課長で構成される会議において、男女共同参画社会の推進に関する施策について検討を行います。
- ③ 職員で構成される「胎内市男女共同参画検討チーム」を設置し、男女共同参画に関する事業について検討を行います。
- ④ ハッピー・パートナー企業として、市が職場や家庭における男女平等・男女共同参画を積極的に推進します。
- ⑤ 胎内市特定事業主行動計画に基づき、市職員の出産・育児に関する休業等の取得促進を図り、男女ともに子育てに参画しやすい職場環境の整備に努めます。
- ⑥ 市民に対して積極的な情報提供を行い、プランの周知を図るとともに、市民や各種団体との連携を深め、プランの推進を図ります。
- ⑦ 国・県及び他市町村との連携を強化し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するための情報交換を行います。
- ⑧ 国際的な動向を男女共同参画の推進に活かしていくとともに、男女共同参画の取組への理解を促進します。

第3次胎内市男女共同参画プラン21

令和2年●月

発行：胎内市 総務課

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

TEL 0254-43-6111 FAX 0254-43-5502

ホームページ <http://www.city.tainai.niigata.jp/>

E-mail jinken@city.tainai.lg.jp